

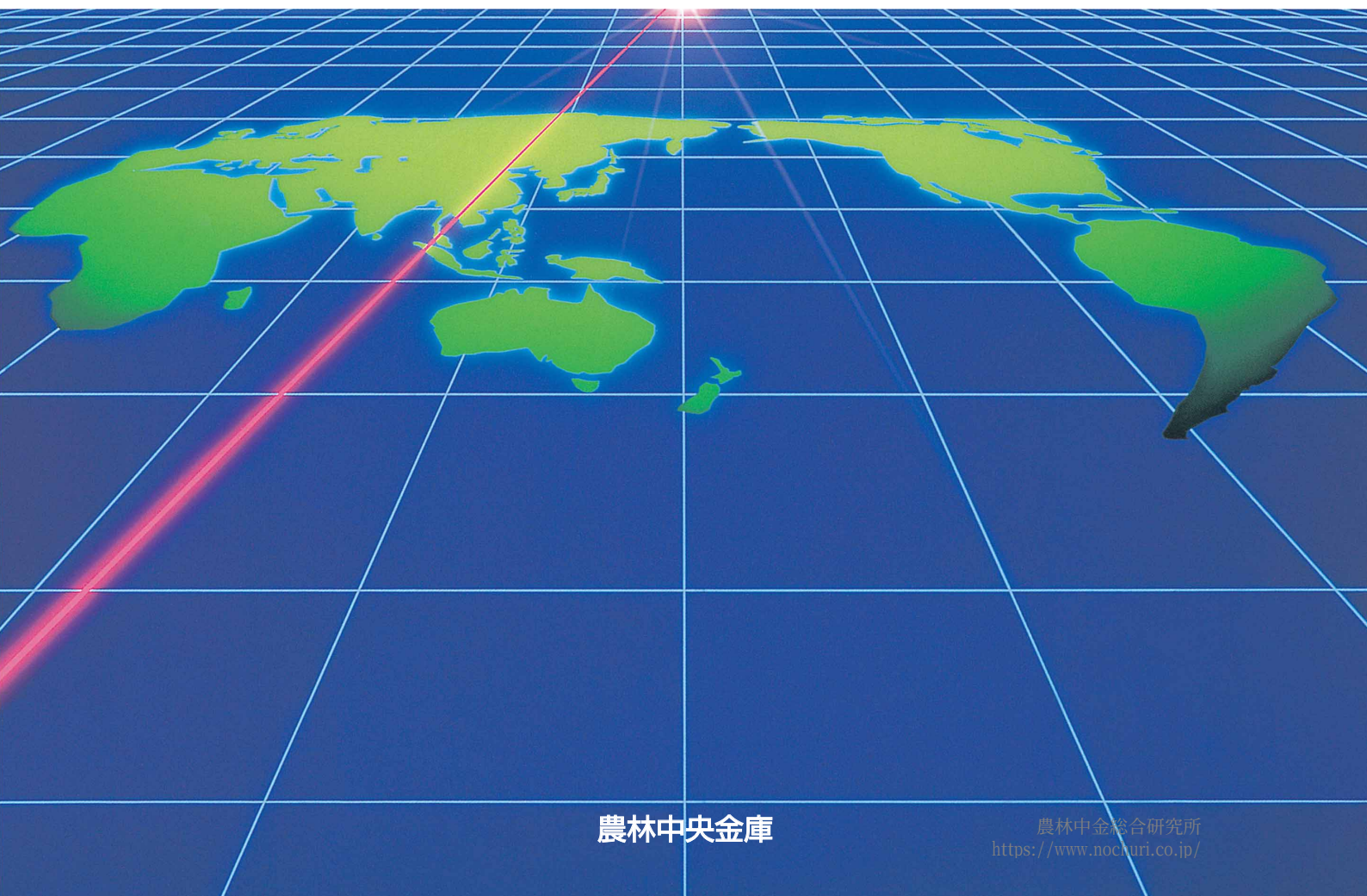
農林金融

THE NORIN KINYU
Monthly Review of Agriculture, Forestry and Fishery Finance

2019 *1* JANUARY

2019年経済・金融と日本農業の展望

- 2019年の国内経済金融の展望
- 個人リテール金融の最近の注目点
- 農業競争力強化を目的とした農業政策と高まりつつある地域の役割



経済政策の真価が問われる2019年

「災」の一字に象徴された2018年が終わり、新しい年を迎えた。昨年は全国各地で大雨・台風・地震が相次いだ1年であったが、経済は足踏みしつつもなんとか拡大基調を維持し、統計の上では好景気の戦後最長記録をあと1か月で更新するところまでできた。

好景気が続いてきた最大の要因は、堅調な世界経済の恩恵である。産業の高度化を図りつつ6%台半ばの高成長を続けている中国とトランプ大統領による大規模減税等の効果で4%近い成長を見せている米国に向けた輸出の伸長等により、企業業績は大企業を中心にバブル期を上回る過去最高水準を確保し、その波及効果によって雇用・賃金・個人消費もこれまで総じてしっかりした推移をたどってきた。

新しい年2019年の世界経済は、残念ながら18年に比べて厳しい見通しとなりそうだ。昨年11月21日にOECD（経済協力開発機構）は、19年の世界のGDP成長率を+3.5%と18年対比0.2%下落する予測を発表した。大きな要因は米国と中国の経済摩擦であり、世界の貿易と企業活動に少なからぬ悪影響を及ぼしつつあると分析している。12月1日の米中首脳会談で当面の妥協点は見いだしたものの、この問題は米中2大国の覇権争いが本質であるだけに根本的な解決が難しく、影響は長期間にわたる可能性が高い。

日本経済は今年、このように世界経済が減速トレンドに向かっていくなかで節目のイベントを迎えることになる。年の前半は新元号が決まり天皇ご即位の奉祝ムードと大型連休が重なり景気は一時的に上向くと考えられるが、10月の消費税率引上げを乗り越えて経済が拡大基調を維持できるかは不透明と言わざるを得ない。

そうした危機意識から、政府は昨年末に本年後半に焦点を合わせた経済対策のとりまとめを行った。飲食料品等への軽減税率の導入、低所得世帯等向けプレミアム商品券の発行、自動車・住宅の購入者に対する支援、キャッシュレス決済に対する5%のポイント還元を各々行い、加えて幼児教育無償化と防災・減災対策の公共事業の開始時期を10月にそろえ、さらには価格設定の柔軟化の指針を示すとして実質的に企業に対し値下げを促すという、安倍内閣が掲げるデフレ脱却と矛盾する施策まで含めなりふり構わぬ政策総動員を行い、景気拡大維持に全力を挙げる姿勢を強めている。

こうした政策の効果によって、10月の消費税率引上げによる消費の落込みを食い止めることはできるかもしれない。しかし、バラマキとも言える政策の発動によって歳出予算が空前の規模に膨らみ、わが国の財政健全化がさらに遅れるようでは本末転倒ではないか。そもそも消費税率引上げは、12年に自民党・公明党と当時の民主党の三党が「社会保障と税の一体改革」に向け合意して法制化されたものであるが、その目的は日本が超高齢化社会を迎えるなか増嵩^{そうそう}が必至の社会保障費の財源確保と財政健全化の両立であり、そこには「次世代に負担を先送りしない」理念が込められていたはずである。

新しい年2019年は、世界経済の転換点が近づくなか、日本にとって13年から6年続いたアベノミクスの成否が問われる試練の年となるが、重大な局面であるからこそ、目先のことばかりにとらわれず、次の時代に向けた経済政策のあり方を長期的視点からしっかりと議論していきたい。

（（株）農林中金総合研究所 代表取締役専務 柳田 茂・やなぎだ しげる）

今月のテーマ

2019年経済・金融と日本農業の展望

今月の窓

経済政策の真価が問われる2019年

(株) 農林中金総合研究所 代表取締役専務 柳田 茂

迫り来る景気後退の足音

2019年の国内経済金融の展望

南 武志 — 2

高齢社会への対応を中心に

個人リテール金融の最近の注目点

宮田夏希・藤田研二郎 — 16

農業競争力強化を目的とした農業政策と
高まりつつある地域の役割

植田展大 — 31

談話室

農産物・食品関連データの利活用について

——デジタル化、ブロックチェーンの活用をめぐる——

(株) 農林中金総合研究所 代表取締役社長 齋藤真一 — 14

本棚

寺西俊一・石田信隆・山下英俊 編著

『農家が消える — 自然資源経済論からの提言 —』

行友 弥 — 49

統計資料 — 50

本誌において個人名による掲載文のうち意見に
わたる部分は、筆者の個人見解である。

2019年の国内経済金融の展望

— 迫り来る景気後退の足音 —

主席研究員 南 武志

〔要 旨〕

金融危機からの持ち直しが一巡した後、世界経済はスロートレードに陥っていたが、2016年半ばから貿易量が拡大し始め、世界全体の成長率も加速に転じた。こうした状況下、米国の通商政策は保護主義色を強めており、過去70年近くにわたって世界経済の発展を促進してきた自由貿易体制が揺らいでいる。特に米国が脅威と見なす中国とは互いに高率関税を課し合うなど、貿易摩擦が激化している。なお、最近では世界貿易が再び減速しつつあるが、世界中が固唾を飲んで米中摩擦の行方を見守っている。

国内景気は18年入り後、総じて頭打ち気味の推移が続いている。雇用環境の良好さは維持されており、家計所得の改善も進んではいるが、景気全体をけん引するほどの力強さはまだ備わっていない。19年の国内景気を見通すと、輸出の伸び悩みが継続すると見られるほか、人手不足の強まりやそれに伴うコスト増などにより、ソフトランディングの動きが強まるだろう。ただし、19年10月の消費税率10%への引上げを前にした駆け込み需要の発生により、年度上期は底堅さが維持できると見られる。しかし、年度下期は増税後の反動減も加わり、調整色が強まるなど、景気は悪化することになるだろう。

日本銀行は18年7月に「強力な金融緩和継続のための枠組み強化」として、現行「長短金利操作付き量的・質的金融緩和」を柔軟に運営できる措置を講じ、イールドカーブが上方シフトする場面もあった。しかし、来るべき景気悪化を前に、日銀は現行政策を粘り強く継続することになりそうだ。

目 次

はじめに

— 保護主義の台頭 —

1 世界経済の動向

- (1) 原油の協調減産体制を継続
- (2) 減速し始めた世界経済・貿易

2 日米で相反した金融政策の方向性

- (1) 米国で進んだ金融政策の正常化
- (2) 緩和マネーの還流と新興国リスク
- (3) 金融緩和の持続性を高める方向に動いた日本銀行

3 国内経済の現状と展望

- (1) 国内景気に変調の兆し
- (2) 手厚い消費税対策で予算規模は膨張
- (3) 国内経済は19年度下期にかけて悪化
- (4) 物価上昇圧力は鈍いまま
- (5) 長短金利目標は当面動かせず

おわりに

— 米中摩擦は長期化の様相 —

はじめに ——保護主義の台頭——

2018年もまた、17年に続き、米国トランプ大統領の一挙一動に世界が振り回された1年であった。17年を通して国際的な非難を浴びるなかでかたくなに核・ミサイル開発を進めてきた北朝鮮と非難の応酬を繰り返したが、18年に入ると平昌冬季五輪の開催を機に高まった南北融和ムードを背景に、6月には金正恩・朝鮮労働党委員長と初の首脳会談を実現し、東アジア地域の緊張緩和に一役買うという出来事もあった。

その半面、米国の保護主義的な通商政策を巡って多くの主要国が反発するなど、自由貿易を志向してきた世界貿易体制が揺らいでいる。トランプ大統領は11月の中間選挙を意識してか、18年入り後に保護主義色の濃い通商政策に傾斜をかけ始めた。3月には国家安全保障を根拠に鉄鋼・アルミニウムへの追加関税を発表、さらに巨額な対米貿易黒字を発生させている中国に対して、知的財産権への侵害などを理由に3度にわたって中国製品への追加関税を課した（11月30日時点で、産業機械、電子部品、半導体、化学製品など500億ドル相当に25%、食料品、家電など2,000億ドル相当に10%の追加関税がそれぞれ付加された）。これに対して中国サイドも大豆、化学製品、自動車など500億ドルの米国製品に対して25%の追加関税を課すといった対抗措置を講じ、貿易摩擦の激化が懸念された。こうしたなか、12月初め

に開催された米中首脳会談では、前述した2,000億ドルの中国製品に対する10%の追加関税をさらに25%に引き上げる措置を90日間猶予することとなったが、この期間中に技術の強制移転、知財保護、サイバー攻撃などに関する協議を行い、一定の結論を得ることが追加措置回避の条件とされている。

また、同じく対米貿易黒字が続く日本にも矛先が向いており、17年に設置された日米経済対話を通じて、貿易・投資ルール、経済・構造政策、分野別協力の3分野に関する意見交換を幾度か行ってきた。しかし、トランプ大統領は輸入自動車・自動車部品に対する追加関税の検討を指示するなど、日本経済・産業に無視できない影響が及ぶリスクが高まった。それを受けて18年9月に開催した日米首脳会談では「日米物品貿易協定（TAG）」の交渉を開始することに合意し、その期間中の自動車関税の引上げは見送られることとなった。しかし、このTAGについては、これまで拒絶してきた日米自由貿易協定（FTA）に相当するものであるとの指摘も少なくない。

さて、国内に目を転じると、12年12月の第2次安倍政権の発足とほぼ同時に底入れした今回の景気は、18年12月で戦後最長の拡張期間である「73か月」に並んだとされている。この息の長い好景気は成長志向の経済政策であるアベノミクスが促したと評価することができる。安倍首相の自由民主党総裁としての任期が3年延長されたことで、このアベノミクスも今後3年間は継続される公算となった。そうしたなか、安倍

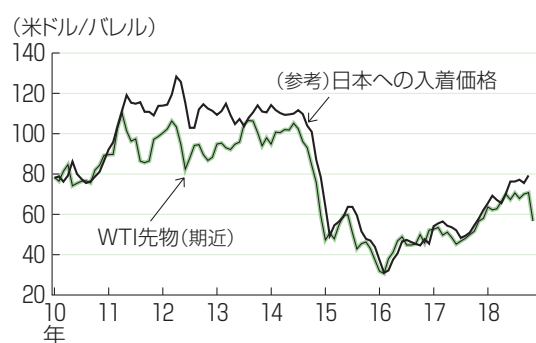
首相は働き方改革を通じた生産性向上に加え、社会保障制度を全世代型へ改革することに意欲を見せている。

1 世界経済の動向

(1) 原油の協調減産体制を継続

「シェールガス革命」や世界経済の減速を受けて、原油価格は14年夏をピークに暴落、産油国経済の疲弊を招いたことから、石油輸出国機構（OPEC）とOPEC非加盟の主要10産油国は、17年1月以降、日量180万バレル（世界全体の産油量の2%程度）の協調減産を継続してきた。当初は減産に懐疑的な見方が多かったが、遵守率が100%を大きく上回って推移、かつ世界経済の回復で需要が持ち直したことで過剰在庫が大きく削減され、原油市況は回復傾向をたどった（第1図）。18年6月には減産量を本来の日量180万バレルへ戻すといった、実質的な減産の一部緩和が決定されたが、中東情勢の緊張が続いたこと、さらに米国によるイラン制裁再開に伴う供給懸念が高まったことで、10月初めまで原油高は続いた（WTI

第1図 国際原油市況の推移



資料 NYMEX、財務省

先物〔期近物〕は一時1バレル＝76.9ドルと4年ぶりの高値水準まで上昇）。

しかし、その後は米国発の世界同時株安でリスクオフが強まったほか、世界経済の先行き懸念が広がり、原油需要が伸び悩むとの見方が強まったことから、原油価格は急落し、11月末には一時50ドル割れとなった。

こうした状況もあり、12月上旬にはOPECとロシアなど非加盟国が協調減産体制を継続することで合意した。具体的内容は、19年1～6月の間、OPEC加盟国全体で約80万バレル（全体の2.5%に相当）、非加盟国全体で約40万バレル（同じく2%）、合わせて日量約120万バレル削減するというものである。これは18年10月時点の世界全体の産油量の約1.2%に当たる。原油価格は高すぎても、安すぎても、世界経済の不安を呼び起こすが、この新たな協調減産が原油価格を安定させるか、注目されている。

(2) 減速し始めた世界経済・貿易

この数年は緩やかながらも着実に改善してきた世界経済であるが、最近に変調の兆しも散見されている。18年秋に公表された国際通貨基金（IMF）の世界経済見通しでは、16年から始まった安定的な経済成長は持続しているものの、均衡ある成長が崩れてきているほか、いくつかの主要国でのピークアウトも散見されるとの見方が示され、世界経済全体の成長率や世界貿易数量の伸びも2年ぶりに下方修正された。具体的には、世界経済全体の成長率は18、19年とも

17年実績と変わらずの3.7%、世界貿易数量の伸びは18年（前年比4.2%）、19年（同4.0%）と、17年実績の同5.2%から減速するとの見通しである。

最近の世界貿易の動向を見ると、16年以降は新興国を中心に貿易量が拡大し始めたが、18年に入ると、先進国の貿易拡大テンポにブレーキがかかり、貿易量全体も減速しつつある（第2図）。ただ、これまでのところは米国の保護主義的な通商政策とそれに対する相手国の対抗措置による影響が明確に出ているわけではない。しかし、IMFでは世界的に貿易摩擦が一段と激化した場合の影響についての試算も示しており、仮に米国が自動車関税を導入して相手国がそれに報復措置をとった場合、将来的に世界経済の成長率は△0.4ポイント押し下げられるとしている。

また、経済協力開発機構（OECD）の景気先行指数からも、当面は世界経済全体として減速傾向となることが示唆されている。こうした状況は、輸出増を起因とする景気

拡大を続ける日本経済にとっては望ましいとはいえない。

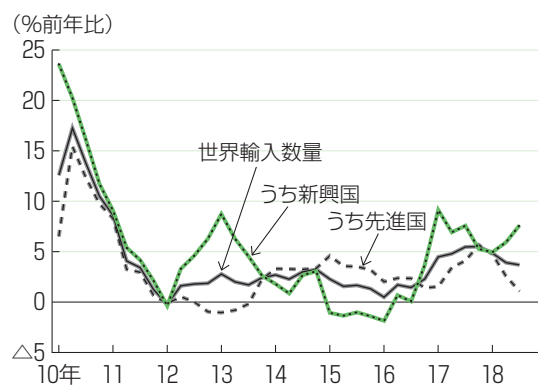
なお、主要国別に景気情勢を見ると、米国では失業率（18年11月）が3.7%と、自然失業率（米議会予算局では4.6%と推計）を大きく下回るなど、足元の实体经济はおおむね堅調といえるが、18年末には中短期ゾーンでの逆イールド発生を受けて、景気のピークアウトが意識され、利上げの打ち止め観測も出ている。欧州では、3月に交渉期限を迎える英国の欧州連合（EU）からの離脱交渉の行方やイタリア財政問題、そして量的緩和を終了した欧州中央銀行が夏までは維持するとした政策金利の行方が注目されている。中国では、18年半ばまでの成長鈍化や米中貿易摩擦への懸念により、政府が景気てこ入れに乗り出しているが、その効果や19年以降の輸出動向が今後の材料となる。

2 日米で相反した金融政策の方向性

（1）米国で進んだ金融政策の正常化

先進国・地域の金融政策では、極めて緩和的な政策からの転換、もしくはそれに向けた準備が既に開始されている。07～08年の世界金融危機が深刻化するなか、主要国の政府・中央銀行は一致団結して政策対応に乗り出した。このうち金融政策については、①政策金利をほぼゼロ%まで引き下げたほか、②国債などの金融資産を大量に買い入れることで潤沢な資金供給を行う「量

第2図 鈍化する世界貿易の拡大テンポ



資料 CPB Netherlands Bureau for Economic Policy Analysis

的緩和」、③リスク資産を買い入れる「質的緩和（信用緩和）」、④金融機関貸出を促すための「貸出支援策」、⑤現行緩和策を一定期間継続することに強力にコミットする「フォワード・ガイダンス」、といった非伝統的な手法にまで踏み込むこととなった。

金融危機の震源地であった米国でも、連邦準備制度（FRB）は政策金利（FFレート翌日物）の誘導目標を「0～0.25%」まで引き下げたほか、3度にわたる大規模資産購入プログラム（LSAP、いわゆるQE）による潤沢な資金供給を行ったが、それらが奏功して経済は持ち直し基調をたどり、物価もデフレ突入の危機を免れた。14年10月にはLSAPを終了したが、その後も償還期日が到来した金融商品の全額再投資を行い、バランスシート規模を維持し続けた。しかし、経済・物価情勢の改善を背景に、15年12月には政策金利の引上げに踏み切り、16年に1回、17年に3回、18年は11月までに3回、累計で200bpの利上げをした（第3図）。18年9月時点のFRB理事・地区連銀総裁の見通しでは、20年までに計125bpの追加利上げ

を見据えている。

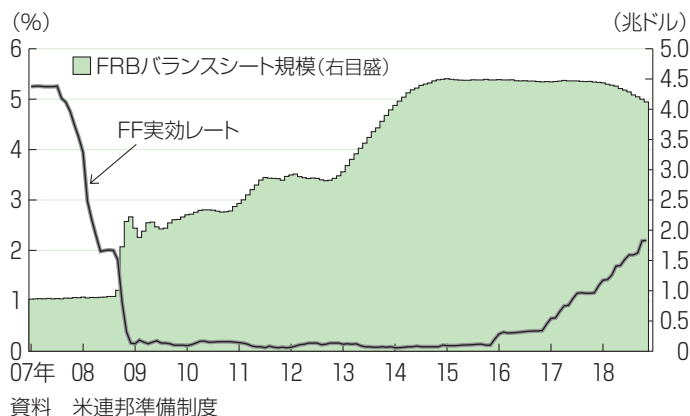
さらに、17年10月には4.5兆ドルまで膨らんでいたバランスシートの縮小に向けて、償還を迎えた金融資産の再投資の一部停止を開始した。12月5日時点で4.1兆ドルと、約1割の縮小が実現している。今後ともこうした縮小方針が続けば数年後には3兆ドル台になるとの試算もあるが、最近では連邦債務残高の増大に伴って、FRBはバランスシート縮小の一旦停止を余儀なくされるとの見方も浮上しており、今後の動向が注目される。

（2）緩和マネーの還流と新興国リスク

米国以外の中央銀行でも政策正常化に向けた動きが散見されるなか、新興国経済に流れ込んだ緩和マネーの逆流が懸念された（いわゆる「テーパー・タントラム」）。特に、18年春には、米国の利上げペースが想定以上のものとなると思惑が広がり、一部の新興国で通貨安が強まった。なかでも、これまで幾度もデフォルトを経験したアルゼンチンの通貨ペソの下げがきつく、一時は年初から55%超も下落した。

さらに、8月に入ると、米国との関係が急激に悪化したトルコの通貨リラが急落、そのショックが世界中の金融市場に波及するなど、これまで意識されなかった新興国リスクへの警戒が一気に高まった。このトルコ・リラ急落は、トルコの政治事情が直接的に引き金を引いた格好であるが、底流には前述したテーパー・

第3図 正常化が進む米国金融政策



タントラム2.0への警戒があるほか、トルコ大統領が通貨防衛のための利上げを拒んだことなどがあるとされている。

その後、アルゼンチン中銀は大幅な利上げを断続的に実施したほか、IMFのコンディショナリティが課されている金融支援を受け入れ、緊縮財政やインフレ抑制に注力する方向が示されたこと、トルコも利上げに踏み切ったことなどから、年後半にかけて新興国リスクは沈静化に向かった。しかし、米国の利上げ姿勢は依然継続していること、通貨安に伴うインフレ加速や大幅な利上げは当該国の経済悪化につながることもあり、リスクは完全に払拭できたわけではない。

なお、IMFの国際金融安定性報告書（18年10月）では、米国などの利上げによって中国を除く新興国で対内債券投資が1年間で1,000億ドル（07～08年の世界金融危機時の資本流出に相当）以上引き上げられる可能性が5%程度あるとの見方も示されている。

(3) 金融緩和の持続性を高める方向に動いた日本銀行

一方で、18年4月に2期目に入った黒田日銀は、大規模な緩和策を粘り強く続ける姿勢を見せている。13年4月に量的・質的金融緩和を導入した日銀は、16年1月にはマイナス金利政策を、同年9月にはさらに長期金利の操作目標を付加する格好で「長短金利操作付き量的・質的金融緩和」を、それぞれ導入した。

しかし、大規模な緩和策を継続したこと

で、債券市場の流動性が失われ、市場機能が喪失しつつあったこと、そして物価安定目標の達成が見通せる状況になく、強力な緩和策を今後とも継続することが不可避となっていることから、18年7月には政策運営の柔軟化などを図った。具体的には、新たに政策金利のフォワード・ガイダンス（19年10月に予定されている消費税率引上げの影響を含めた経済・物価の不確実性を踏まえ、当分の間、現在の極めて低い長短金利の水準を維持することを想定）を導入することによって「物価安定の目標」の実現に対するコミットメントを強める一方、経済・物価情勢等に応じて長期金利の変動をある程度（±0.2%程度）許容するとともに、ETF・J-REITの年間買入額（それぞれ6兆円、900億円）の変動も容認した。その結果、イーロドカーブはスティープ化を伴いつつ、上方シフトする動きも見られた。

しかし、8月以降も現物債の業者間取引が成立しない日があるなど、債券市場の機能回復が図られたとはいえ、超低金利状態の長期化が地域金融機関経営や金融システムへ悪影響を及ぼすといった弊害を指摘する意見も少なくない。実際、18年10月に公表した「経済・物価情勢の展望（展望レポート）」では「低金利環境や金融機関間の厳しい競争環境が続くもとで、金融機関収益の下押しが長期化すると、金融仲介が停滞方向に向かうリスクや金融システムが不安定化するリスクがある」「現時点では、金融機関が充実した資本基盤を備えていることなどから、これらのリスクは大きくない

と判断しているが、先行きの動向には注視していく必要がある」との記述がある。

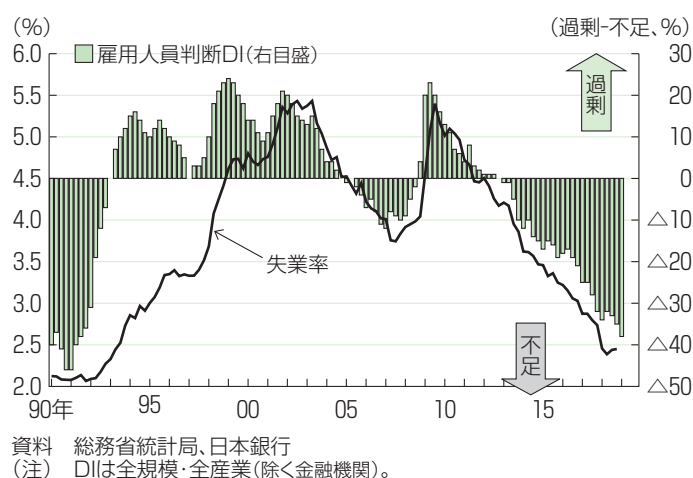
ただし、これらの問題は預金余剰といった、銀行セクターに資金が偏在しているという意味での「オーバー・バンキング」と表裏一体であり、イールドカーブを多少スティープ化させ、かつ上方シフトさせたところで解決できるものでもない。黒田総裁も記者会見で「地域の人口減少とか高齢化、さらにもっと大きいのは企業数が減っているということがあり、地域金融機関がそうしたことに合わせた体制を作ることも重要」と述べるとともに、金融機関経営や金融システムのために長短金利水準を引き上げる考えはないことを示唆している。

3 国内経済の現状と展望

(1) 国内景気に変調の兆し

国内経済に目を転じると、雇用環境の改善基調は続いている。生産年齢人口が減少するなかで、景気の長期的な拡大が重なっていることがそうした状況を作り出している。18年に入ってから雇用者数の増加ペースは前年比2%へ加速、失業率も2%台前半と25年ぶりの低水準となっている（第4図）。こうした労働需給の引き締まりによって時間当たり賃金も緩やかではあるが、上昇傾向が強まってきた。ただし、景気全体をけん引するほどの力強さは今の消費に

第4図 ひっ迫する労働市場



は見られない。

一方で、18年入り後に足踏みしている主要経済指標は少なくない。例えば、景気動向指数・CI一致指数(15年=100)の18年10月分は104.5であるが、直近ピークは17年12月(105.1)で、18年入り後は総じて頭打ちでの推移が続いている。9月にはCI一致指数による基調判断も2年ぶりに「足踏み」へ下方修正された。それでも18年12月には景気拡大期間は戦後最長の73か月に到達したと思われるが、ピークアウトも近づきつつあるとの観測もまた強まっている。

景況感もまた芳しくはない。代表的なビジネスサーベイである日銀短観によれば、大企業・製造業の業況判断DI(「良い」-「悪い」,%)は23期連続での「良い」超であったが、DIの値自体は17年12月調査(26)をピークに頭打ちでの推移が続いており、直近18年12月調査は19であった。消費者マインドも夏から秋にかけて多くの自然災害が日本列島を襲い、被災地で大きく悪化する場面もあるなど、全体として改善の動きは

一服している。

さらに、国内総生産（GDP）を見ても、7～9月期の実質経済成長率は前期比年率△2.5%と、2四半期ぶりのマイナス成長となった（第5図）。前年比も0.0%へ鈍化するなど、頭打ちを意識させる内容であった。期間中には多発した自然災害の影響でサプライチェーンが寸断されて輸出が一旦止まり、消費や設備投資など民間最終需要も抑制された。月次の経済指標を見ても、実質輸出は4月をピークに足踏み状態となっているほか、鉱工業生産も9月まで17年末の水準を下回って推移した。10月分は自然災害からの復旧効果により急上昇し、17年末を上回ったが、経済産業省が誤差補正を行った11月分の予測指数は前月比低下を示すなど、上昇は一時的と考えられている。

ちなみに、冒頭では堅調と紹介した雇用関連の指標にも、足踏みを示唆するものがないわけでもない。労働投入量（常用雇用者数×総労働時間）は18年に入ってから頭打

ちでの推移であり、紹介したGDP統計や景気動向指数、鉱工業生産の動きと整合的といえる。

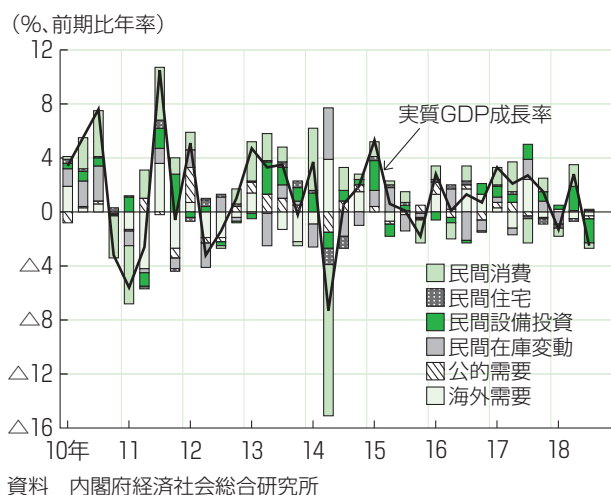
（2）手厚い消費税対策で予算規模は膨張

安倍首相は19年10月に予定していた消費税率10%への引上げを実施に移す考えを表明したが、同時に増税による消費などへの影響を軽減するための対策を検討するよう求めている。これまでのところ、住宅・自動車減税、中小小売店でのキャッシュレス決済時のポイント還元、低所得層・子育て世帯へのプレミアム付き商品券などに加え、防災・減災のためのインフラ整備も盛り込む動きも浮上している。19年度当初予算には2兆円超の経済対策を計上する方針であると報じられている。これらにより、予算規模は初の100兆円台となる見込みである。

さらに、政府は消費税率引上げの際の価格設定のガイドラインを公表、これまでは増税前の便乗値上げを阻止するとともに増税後は増税分の価格転嫁を促してきたが、今回は販売サイドが増税前後の価格設定をある程度柔軟化することを容認して駆け込み需要とその反動減を平準化することも検討されている。

なお、日銀の展望レポート（18年4月）には、19年10月の税率引上げで発生する負担額は年間2.2兆円と、97年4月（同8.5兆円）、14年4月（同8.0兆円）と比べて大きく軽減されとの試算が紹介されている。また、この増税措置によって、19年10月から20年

第5図 経済成長率と主要項目別寄与度（年率換算）



9月にかけての物価上昇率は1ポイントほど押し上げられるが、前回14年4月の税率引上げの際の2ポイントと比べて半分程度であると見込まれている。もちろん、増税によって家計の実質購買力は目減りすること自体は避けられないが、政府の手厚い対策や19年春闘の結果次第である程度の悪影響は相殺できる可能性がある。

当総研では18年度は0.6%成長、19年度は0.3%成長と、17年度（1.9%成長）から大きく鈍化、潜在成長率を割り込んで推移すると予測した（第1表）。19年度上期中にも景気がピークを迎える可能性があるが、新天皇即位・改元に伴う祝賀ムード、さらには消費税率引上げ前の駆け込み需要が発生し、表面的に景気は底堅く推移すると思われる。

(3) 国内経済は19年度下期に

かけて悪化

前述のとおり、直近18年7～9月期のGDPは自然災害の影響などもあり、マイナス成長となったが、10～12月期はその悪影響などが解消して消費・設備投資・輸出が持ち直し、再びプラス成長に戻る可能性が高い。

ただし、世界貿易の拡大テンポが鈍りつつあることに加え、米中貿易摩擦の影響が徐々に出てくる可能性もあることから、国内景気改善の起点となる輸出を取り巻く環境は、今後は次第に厳しさを増していくと思われる。また、雇用流動化の進展が見られないなか、人手不足感がさらに強まれば供給制約が一段と意識されることになり、国内経済はソフトランディングに向けた動きが本格化することになるだろう。さらに、足元は堅調さを維持している民間設備投資も、20年の東京五輪開催などに向けた「特需」が一巡し始めることが見込まれる。

第1表 2019年度 日本経済見通し

	単位	17年度 (実績)	18 (実績見込)	19 (予測)
名目GDP	%	2.0	0.5	1.3
実質GDP	%	1.9	0.6	0.3
民間需要	%	1.8	0.9	0.8
民間最終消費支出	%	1.0	0.7	1.3
民間住宅	%	△0.7	△4.9	△2.2
民間企業設備	%	4.6	3.0	0.4
民間在庫品増加(寄与度)	ポイント	0.1	△0.0	△0.1
公的需要	%	0.5	0.1	1.4
政府最終消費支出	%	0.4	0.7	1.0
公的固定資本形成	%	0.5	△2.4	2.7
輸出	%	6.4	1.5	△0.5
輸入	%	4.1	2.1	3.1
国内需要寄与度	ポイント	1.4	0.7	1.0
民間需要寄与度	ポイント	1.3	0.7	0.7
公的需要寄与度	ポイント	0.1	0.0	0.3
海外需要寄与度	ポイント	0.4	△0.1	△0.6
GDPデフレーター(前年比)	%	0.1	△0.1	1.0
国内企業物価 (前年比)	%	2.7	2.5	2.7
全国消費者物価(//) (消費税増税要因を除く)	%	0.7	0.8	1.6 (1.0)
完全失業率	%	2.7	2.4	2.3
鉱工業生産(前年比)	%	2.9	0.8	0.2
経常収支	兆円	21.8	18.1	15.5
名目GDP比率	%	4.0	3.3	2.8
為替レート	円/ドル	110.8	112.1	113.1
無担保コールレート(O/N)	%	△0.05	△0.05	△0.05
新発10年物国債利回り	%	0.05	0.08	0.08
通関輸入原油価格	ドル/バレル	57.1	69.3	60.0

資料 内閣府、経済産業省、総務省統計局、日本銀行の統計資料より作成
 (注) 1 全国消費者物価は生鮮食品を除く総合。断り書きのない場合、前年度比。
 2 無担保コールレートは年度末の水準。
 3 季節調整後の四半期統計をベースにしているため統計上の誤差が発生する場合もある。

ただし、下期は消費税増税の悪影響が加わることから、前述のように政府が手厚い消費税対策に乗り出すものの、調整色の強い景気展開となることは避けられないだろう。

(4) 物価上昇圧力は鈍いまま

景気改善が長期化して労働需給のひっ迫度が強まり、かつ賃上げや賞与増を通じた家計所得の改善が進んでいる割に物価上昇率は鈍い動きが続いている。この1年の全国消費者物価（生鮮食品を除く総合〔コア〕）を振り返ると、18年2月に前年比1.0%まで上昇した後、春には再び鈍化したが、夏場には持ち直しの動きが始まり、9、10月と再び同1.0%に回復した（第6図）。しかし、こうした物価変動はエネルギー要因による影響がほとんどであり、消費の持ち直しに伴う需給改善に起因する物価上昇圧力は弱いままといわざるを得ない。

先行きについては、家計所得が改善傾向にあること自体は消費を下支えし、先々の

需給改善効果を高めることが期待される。また、人手不足で物流コストなどが高まっており、価格に転嫁する動きも散見されている。一方、18年とは逆に、原油下落に伴って19年前半のエネルギー価格は値下がりすることが想定される。この影響によってコア指数は19年入り後には鈍化すると思われるが、消費税率引上げ前の駆け込み需要が発生することが見込まれ、年度半ばにかけて物価上昇率は再度持ち直しの動きを見せるだろう。しかし、年度下期の物価は需要減退と販売サイドの値下げ圧力が高まり、弱含むものと見られる。

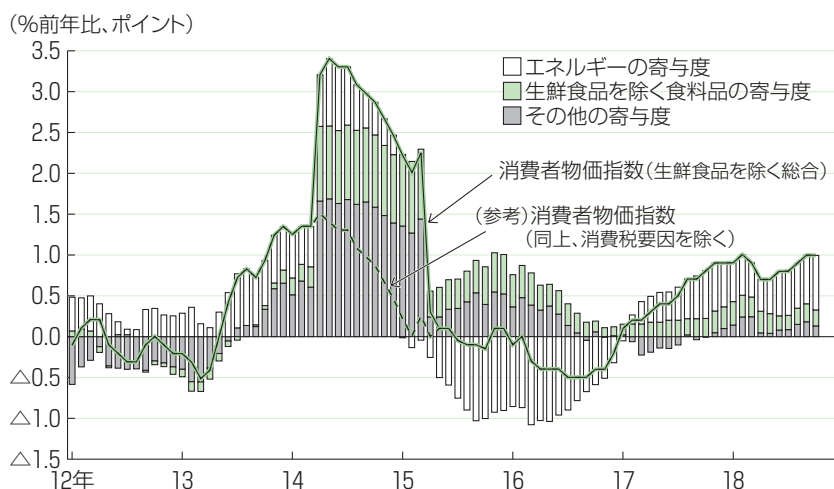
(5) 長短金利目標は当面動かさず

今後の政策運営については、物価安定目標を早期に実現することが引き続き最優先課題であることを踏まえると、物価上昇率が安定的に2%を上回るまでは現在の金融政策の枠組み（短期政策金利や長期金利の操作目標）は継続されるだろう。長期金利は

0%（操作目標） $\pm$ 0.2%（変動許容幅）の範囲内で推移するように誘導されているが、足元では内外景気の先行きに対する悲観論が浮上、0.0%台半ばまで低下している。ただし、19年度上期までは景気の底堅さは維持されると思われ、0.1%台に戻ることもありうるだろう。

しかし、今後の金融政

第6図 最近の消費者物価上昇率の推移



資料 総務省統計局の公表統計より作成

策については物価動向だけではなく、景気動向への配慮も必要となってくると思われる。展望レポート（18年10月）では今後とも景気の拡大基調が続くとの見通しが示されたが、物価見通しはさらに下方修正され、物価安定目標の到達時期が見通せる状況にない。米中の貿易摩擦の激化や新興国の資金流出懸念など海外リスクへの警戒感をにじませる内容であった。こうした状況下で、仮に国内景気がピークアウトした場合、金融政策にも何らかの対応、例えば、国債買入額を増やし、長期金利を低めに誘導することなどが求められる可能性は高いだろう。

おわりに ——米中摩擦は長期化の様相——

19年も米中貿易摩擦が大きな注目を浴び続けることは想像に難くないが、これまでの日米経済摩擦を参考に今後の展開について示唆するところを考えながら締めくくりたい。

世界大恐慌後に金本位制が崩壊して平価切下げ競争に陥り（「失業の輸出」という近隣窮乏化政策とされる）、かつ列強諸国が経済のブロック化を進めて域外からの輸入品に高率関税を課したことで、植民地、石油資源などの「持てる国」と「持たざる国」との対立が深まったことが、悲惨な世界戦争を招いた一因であった。その反省から、第二次世界大戦の終結後、米国など戦勝国（ソ連などを除く連合国）は、国際通貨基金

（IMF）、関税及び貿易に関する一般協定（GATT）を設立し、世界経済の復興・発展を促進しようとした。このIMF体制は金・ドル本位制による安定的なドル資本供給を保証し、GATT体制は関税引下げによる自由貿易の推進を狙った。

しかし、敗戦国であった西独や日本の経済復興とその後の高成長に伴い、米国産業の競争力低下、米ドルの割高感、さらにはインフレ進行や高金利などが進むとともに経常収支の赤字傾向が強まることに対して、米国は不満を抱き始めた。その結果、71年8月、ニクソン大統領はドルの金交換を一方的に停止、輸入に対して一律10%の課徴金を課すなどの措置を発表するに至った（ニクソン・ショック）。

また、ニクソン政権以降、日米貿易摩擦が激化していくが、通商政策の基本方針も「自由貿易」から「公正貿易・相互主義」へ、つまりは米国内と同じ競争条件を貿易相手国に求める、という姿勢を強めていった。日米間の摩擦も繊維・鉄鋼・カラーテレビなど工業製品の日本からの輸出、牛肉・オレンジなどの日本への輸入といった個別分野の問題から、市場アクセス、経済・金融システムといった構造問題にまで拡大、米国は日本の構造的な閉鎖性を問題視するようになった。

一方、日本は、二国間の貿易収支尻を殊更問題視すべきではなく、また、投資・貯蓄（IS）バランス論からは、米国の過剰消費体質が問題の一端を担っている面も重視すべきなどと主張したが、結果的に米国の

要求の多くに応じることとなった。83年に設置された「日米円ドル委員会」では金融自由化や円の国際化の推進が決まり、85年7月には日本は関税引下げや撤廃、輸入規制の撤廃、政府調達手続きの改善などを盛り込んだ「アクションプログラム」を発表した。さらに86年4月には中曽根首相の私的諮問機関（国際協調のための経済構造調整研究会）が「前川レポート」を発表、内需拡大、市場開放などの必要性を提言した。また、89～90年の日米構造協議（Structural Impediments Initiative、SII）を受けて、日本は公共投資基本計画（当初は10年間で総額430兆円、94年には総額630兆円へと上方修正された）を策定している。

これら一連の日米交渉にもかかわらず、その後も日米間の貿易不均衡は一向に解消されなかった。しかし、その後の日本経済のパフォーマンス低下につながった可能性は否めない。日本の経常収支は人口動態的に黒字基調となっていた側面が強いが、人為的に黒字削減をするためだけに、身の丈

以上の内需拡大を行い、かつ危機発生を未然に防ぐ法規制整備が不完全な状態で金融自由化を進めたことは、80年代から90年代にかけてのバブル発生とその崩壊、その後の金融危機に見舞われたことの一因になったと思われる。

日米経済摩擦の帰結がそうであったように、米国経済の抱える構造問題を含めた対応をとらない限り、両国間の不均衡が是正に向かう可能性は低い。とはいえ、米国にとって中国が経済面のみならず安全保障政策上も脅威であり、一方の中国もまた従来の世界秩序を改変しようという野望を抱く以上、両国の対立が続くのは必然といえる。もはや貿易不均衡は政治問題であり、それゆえに米中摩擦は長期化が避けられず、世界はしばらくそれに振り回されることだろう。

（18年12月14日脱稿）

（みなみ たけし）





農産物・食品関連データの利活用について —デジタル化、ブロックチェーンの活用をめぐって—

昨年5月の談話室で中国の巨大Eコマース会社であるアリババや京東(ジンドン)が生鮮食品のリアル店舗を展開していることをご紹介した。

実はこの取材をした際に「生産者から店の棚に置かれるまでの履歴をブロックチェーンに記録しようとしている」との話を聞いた。筆者から、使用した農薬・肥料の量などの情報を記録するのか聞いたところ、「中国ではそのように人為的に入力された情報は信憑性を欠く。むしろ動画、写真^(注1)を撮ってそれを記録しておくほうが有効だ」との回答。いかにも中国らしい。日本の農産物・食品に関するデータの利活用はどうだろうか。

農産物の生産履歴については、道の駅「内子フレッシュパークからり」(愛媛県内子町)の取り組みがある。同町の産直への取り組みは1992年の「フルーツパーク構想」に遡り、その後97年に産直所、レストラン、情報センター、公園などが一体となった複合施設「からり」が誕生した。情報システム化は、最初はPOSによる販売管理から始め、トレーサビリティについては、2004年にシステムを整備、同町独自の「エコ内子認証制度」と併せて運用している。使用農薬、肥料、希釈倍率などの生産履歴情報を農家がOCRに入力、県の協力を得て入力された肥料・農薬マスタを基にシステムが基準の適合をチェック、確認が取れた商品に「履歴」と印字されたシールが貼付される。消費者のニーズをふまえながら、一方で高齢者、女性が多い生産者の身の丈に合わせながら段階的に導入してきたとのこと。地に足がついている。OCRによるデジタル化は今では全国の直売所においてかなり普及しているようだ。

ブロックチェーンの活用については、16年10月より(株)電通国際情報サービスが有機農業の草分け的存在である宮崎県綾町と連携している実証実験がある。従来からJA綾町が蓄積してきた膨大な土壌データに加えて生産者情報そしてアプリに農業者が入力する生産履歴などを台帳に入力、さらに「綾町から運ぶ野菜の段ボール箱の中に、通信機能付きの照度センサー、温度センサー、GPSなどを入れる。これにより、輸送中に温度が一定に保たれていたか詰め替えで箱が開けられたか、日光にさらされていないか、などの流通情報も」入力される^(注2)。そして消費者はスマホでQRコードを読み取ることでその野菜の情報(生産者名、農場の場所、収穫日、土壌検査結果、肥料、種など)を閲覧できる。17年3月にはアークヒルズ(東京都港区)で開かれた朝市で小松菜を試験的に販売、コストを上乗せしたため通常のおよそ倍の価格設定となったにもかかわらず短時間で完売した。

綾町の実験では、スマホ、タブレットのアプリへの入力とセンサー、GPSによって可能な限りの生産・流通情報がデジタル化されている。省力化されているとはいえその手間とコストをかける動機となるのは、GAPやハラルなどの認証取得のため必要な記録作成の効率化や消費者への訴求による付加価値であろう。特にブロックチェーンの活用については、原料の信憑性を担保することによって差別化がなされるワイン、サプリメント等の分野や、品質保持等のためにサプライチェーン参加者に一貫した対応が求められる分野(例えばカット野菜、加工食品など)において利用が広がる可能性がある。

さて、冒頭の中国の巨大Eコマース会社のブロックチェーンの取組みは、膨大な顧客情報を持つ強みをフルに発揮するべく生産にも関与し自らのサプライチェーンへの信頼性を高めることによって差別化を図るものであろう。前述の日本の事例に比べると大雑把なやり方かもしれないが、中国という地においては時宜をえた効率の良い対応なのかも知れない。膨大な顧客情報というのも羨ましい限りだ。リープフロッグ中国(発展の中間段階をカエル跳びのように跳び越えて発展すること)の真骨頂である。

日本はどうか。中国の例を見ながらひた走ることもありだろう。一方で、米国はそうした中国を脅威に感じ貿易戦争を仕掛けている。EUにおいては、Google等のプラットフォーマーを意識して個人情報に関する規制「一般データ保護規則(GDPR)」を18年5月に施行し、個人情報以外についても例えば「農業データシェアの契約締結に係るEU行動規範」^(注3)に生産・販売・輸出に関連する12組織が18年4月に署名している。また17年からは、欧州の食品や農業分野のIoTを加速し、競争力を高めるため、生産者、食品産業、研究機関の連携によるIoF(Internet of Food and Farm)^(注4)2020というプロジェクトに取り組んでいる。これらに象徴されるようにおそらくデータの利活用の分野が世界の主戦場となる。日本も攻守ともに万全を期す必要がある。

(注1) 京東は17年12月、IBM、Walmart、清華大学(中国)とブロックチェーンを活用し中国の食料品サプライチェーンのトレーサビリティ、安全性を向上させることを目的とした「Blockchain Food Safety Alliance」を結成。アリババは18年3月、PwC、ブラックモアズ(豪サプリメーカー)、豪郵便公社と共同でブロックチェーン技術を利用した食品流通トラッキング・システムを開発すると発表。

(注2) 日本経済新聞2018年5月15日付

(注3) 小田志保(2018)「オランダにおける農業データのプラットフォーム協同組合」『農中総研 調査と情報』web誌、11月号

(注4) IoF2020ホームページ <https://www.iof2020.eu/>参照

((株)農林中金総合研究所 代表取締役社長 齋藤真一・さいとう しんいち)

個人リテール金融の最近の注目点

—高齢社会への対応を中心に—

研究員 宮田夏希
研究員 藤田研二郎

〔要 旨〕

家計の金融資産残高は、2018年6月末時点で1,847.8兆円と過去最高水準を維持している。とくに資金が現金や流動性預金に滞留する反面で、市場性金融商品の保有は伸び悩みをみせている。同時点での家計の金融負債残高は300.7兆円となっており、増加が続いている。これは、残高の7割を占める住宅資金借入れが堅調に増加していることの影響が大きい。

金融分野の高齢社会対策では、現役時代からの資産形成の促進について、iDeCoやつみたてNISA等の普及のための取組みが積極化している。現状、現金・流動性預金に滞留する家計の資産が、これらの動きのなかで投資に向かうのが、今後の注目点になる。そのほかに、住宅資産の価値を現金に転換する金融商品である「リバース・モーゲージ」の活用が期待されており、商品性の改善や取扱金融機関の拡大といった動きが出てきている。

目 次

はじめに

1 家計の金融資産の動向

- (1) 過去最高水準の残高を維持
- (2) 流動性預金への滞留と市場性金融商品残高の伸び悩み
- (3) 市場性金融商品残高の伸び悩みの背景

2 家計の金融負債の動向

- (1) 家計の金融負債は増加が続く
- (2) 住宅資金残高は堅調に増加
- (3) 貸家業向け資金は伸び率の縮小が続く

3 金融分野での高齢社会対策①

—資産形成の促進—

- (1) 高まる老後資金への不安

- (2) 資産形成の促進に関する施策

- (3) 金融機関でも投信販売強化

4 金融分野での高齢社会対策②

—資産の有効活用—

- (1) リバース・モーゲージへの期待は大きいものの、普及は進んでいない
- (2) これまで普及が進まなかった背景
- (3) 住宅金融支援機構がノンリコース型の取扱いを開始
- (4) 融資実績のある金融機関や不動産事業者との提携が進む
- (5) 金融機関も取組みに前向きな姿勢

おわりに

はじめに

2018年4月時点での日本の高齢化率（総人口に占める65歳以上人口の割合）は、28.0%^(注1)となった。国立社会保障・人口問題研究所の推計によれば、2065年時点での高齢化率は38.4%に達し、いずれ国民の約2.6人に1人が65歳以上となる社会が到来するとされる。^(注2)

金融分野でも、高齢社会への対応は急務となっている。とりわけ長寿化の進展に対して、いかに現役時代からの資産形成を図るか、形成してきた資産を高齢になったときいかに取り崩していくかという問題は、個人の取組みばかりでなく、政策的な対応が必要な課題である。さらに今回は取り上げないが、加齢によって認知能力が低下した高齢者の資産管理等、金融分野にとって重要な論点は、数多く提起されている。

本稿では、足もとの低金利下における家計の金融資産と負債それぞれの動向を踏まえながら、金融分野での高齢社会対策の進捗状況を検討する。そのなかでは、政府の対策のなかで重視される二つの課題、現役時代からの資産形成の促進と、引退後の資産の有効活用について取り上げる。とくに前者については、iDeCo（個人型確定拠出年金）やつみた

てNISAの動向、後者については、リバース・モーゲージをめぐる動向に着目する。

（注1）総務省統計局「人口推計」

（注2）国立社会保障・人口問題研究所（2017）

1 家計の金融資産の動向

（1）過去最高水準の残高を維持

第1表は、日本銀行の資金循環統計からみた家計の金融資産残高の推移である。金融資産合計は、16年9月末以降一貫して前年比増加を続けており、過去最高水準を維持している。18年6月末時点での残高は1,847.8兆円、前年比増加率は2.2%となっている。

その内訳をみていくと、まず現金と流動性預金は、高い前年比増加率が続いている。とくに流動性預金は、16年12月末以降増加率が5%を超え、18年6月末時点で残高が

第1表 家計の金融資産残高の動向

（単位 兆円、%）

	18年6月末		前年比増加率			
	残高	構成比	17年		18	
			9月末	12	3	6
金融資産合計	1,847.8	100.0	3.9	3.8	2.6	2.2
うち現金・預金	970.9	52.5	2.9	2.6	2.1	2.0
うち現金	88.0	4.8	6.2	5.9	2.8	2.8
預金	876.1	47.4	2.5	2.3	2.0	1.9
流動性預金	439.5	23.8	7.8	7.1	6.7	6.6
定期性預金	436.6	23.6	△2.0	△2.0	△2.2	△2.4
国債・財投債	12.6	0.7	2.4	6.5	△1.2	2.9
事業債	5.7	0.3	△16.6	△11.4	△17.1	△12.2
株式等	202.5	11.0	18.2	21.9	14.2	8.8
投資信託受益証券	73.4	4.0	8.1	4.5	0.7	0.9
生命保険受益権	213.6	11.6	2.6	1.8	1.6	1.8
年金保険受益権	102.5	5.5	0.8	0.2	△0.0	△0.2
年金受給権	150.7	8.2	△1.1	△0.5	△0.1	△0.8

資料 日本銀行「資金循環統計」
（注）18年6月末は速報値。

439.5兆円と、初めて定期性預金を上回った。一方で、定期性預金は15年9月末以降減少が続いており、18年6月末時点では前年比2.4%減と、徐々に減少幅が大きくなっている。

また株式等、投資信託受益証券についても、17年半ばから高い前年比増加率が続いているが、これは株価の上昇によるところが大きいと考えられる。株価上昇がピークを越えた18年1月以降は、これらの増勢も弱まっている。

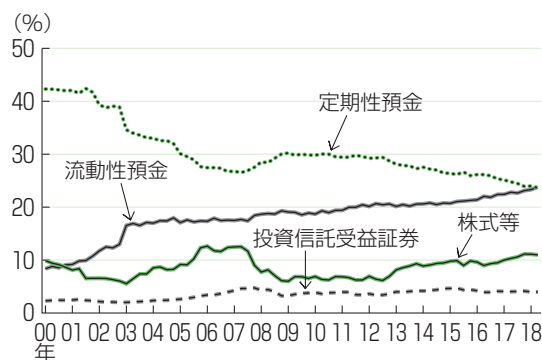
(2) 流動性預金への滞留と市場性金融商品残高の伸び悩み

以上のような家計金融資産の動向の特徴として、次の2点を指摘できる。第1に、現金や流動性預金に資金が流入する状況からは、強い流動性志向がみてとれる。18年6月末時点での家計金融資産残高における現金と流動性預金は、合わせて500兆円を超える規模になっている。

これらへの資金流入に対して、定期性預金からは継続的な流出が生じている。時系列的にも、流動性預金と定期性預金の構成比が徐々に接近し、足もとで両者が逆転した様子がみてとれる（第1図）。現状家計では、定期性預金から流出した資金が、流動性預金に滞留する傾向にある。

また、家計資産の動向の第2の特徴として、市場性金融商品の保有が必ずしも進展していないことが指摘できる。第1図でも、株式や投資信託の構成比の推移に、大きな変化はみられない。

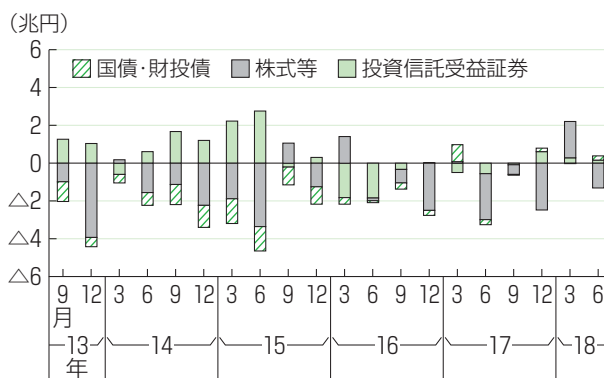
第1図 家計における金融資産構成比の推移



資料 第1表に同じ

第2図は、家計による主要な市場性金融商品のネット取引額の推移である。このうち17年3月期以降の6四半期についてみると、まず国債・財投債は3期ずつ売り越し・買い越しで、6期全体では買い越しとなっている。これは、預金金利の低さに対して、相対的に利回りの良い個人向け国債の売上げが好調だったことによると考えられる。一方で、株式等は4期、投資信託も3期売り越ししており、6期全体で両者ともに売り越しとなっている。両者は、17年後半からの株高のなかで、売りが優位にな

第2図 家計による市場性金融商品のネット取引額の推移



資料 第1表に同じ
(注) 取引額は、日銀統計上の「フロー」をさす。

ったものとみられる。

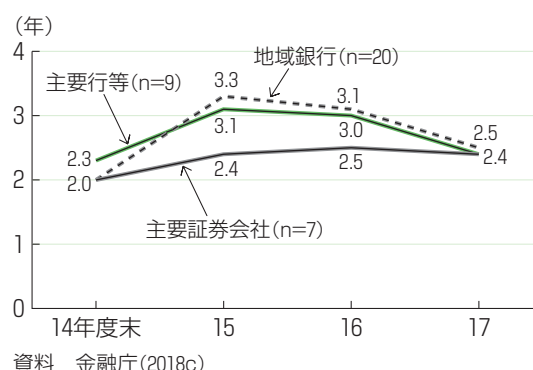
(3) 市場性金融商品残高の伸び悩みの背景

このように市場性金融商品の残高が伸び悩んでいることの背景としては、およそ次のことが想定される。まず、従来市場性金融商品の保有は、主に資金に余裕がある高齢層に限られてきたことが挙げられる。

第3図は、年代別の家計の金融資産の分布である。このうち資産の大部分は、高齢層に偏在しており、60歳代以上が金融資産全体の64.4%を、有価証券の75.2%を保有している。もっとも、高齢層に資産の蓄積があること自体は自然なことではあるが、資産全体と比べても、有価証券について高齢層が保有する割合は非常に大きい。高齢層では、有価証券への投資も行われやすいのに対して、若壮年層では、投資が行われにくい傾向が示唆される。

また投資信託については、足もとで保有期間が短期化する傾向がみられる。金融庁による投信等販売会社を対象とした調査に

第4図 投資信託の平均保有期間の推移

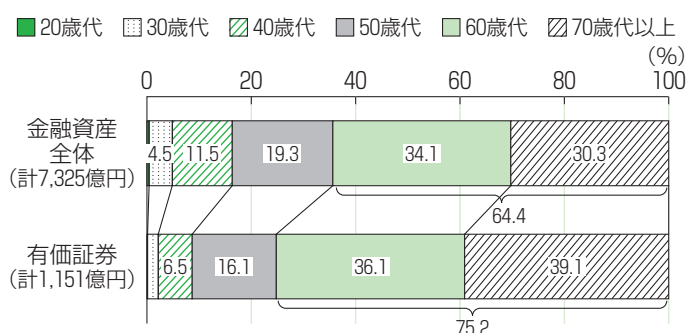


よれば、17年度における投信の平均保有期間は、主要行等と主要証券会社で2.4年、地域銀行で2.5年と、前年度より短期化した(第4図)。これは、株高を受けて利益確定売りが行われたことが要因の一つと考えられるが、営業現場における期末の収益目標を意識した過度な回転売買の可能性も指摘されている(金融庁(2018b))。つまり、長期投資が定着しておらず、投信残高の伸長につながっていない状況がうかがわれる。

金融行政では、90年代以降「貯蓄から資産形成(投資)へ」というスローガンのもと、家計による市場性金融商品の保有を促す取組みが続けられてきた。一方、足もと

で家計の投資は、必ずしも進展していない。この背景には、若壮年層の投資が活発化していない、長期投資が定着していないといったことがあるとみられる。現状、現金・流動性預金に滞留している家計の資産が、今後いかなるきっかけで投資に向かうのかが注目される。

第3図 家計金融資産の年代別分布(2014年)



資料 総務省統計局「平成26年全国消費実態調査 貯蓄・負債に関する結果」
(注) 二人以上の世帯を対象(n=53,037)。年齢は、世帯主の年齢。

2 家計の金融負債の動向

(1) 家計の金融負債は増加が続く

次に、家計の金融負債の動向をみていく。家計の金融負債は13年より増加が続いており、前年比増加率は上昇傾向で推移している。18年6月末の前年比増加率は2.4%で、残高は300兆円を超えている（第2表）。残高が300兆円を超えるのは06年以来で、12年ぶりである。内訳では、民間金融機関の住宅資金が前年比2.8%増、個人向け事業資金等が前年比3.7%増と、伸び率が高くなっている。

(2) 住宅資金残高は堅調に増加

住宅資金についてみると、家計の金融負債のうち7割弱を占めており、18年6月末の残高は203.5兆円となっている。前年比増加率は、17年中は2.0%程度で堅調に推移し、18年6月末には2.5%と増勢を強めて

いる。

ところが、自己居住用住宅の着工戸数をみると、着工戸数はおおむね横ばいで推移しており増加傾向はみられない（第5図）。このことから、住宅1戸あたりの借入額が増加していることが考えられる。そこで、1世帯あたりの住宅負債の推移を確認すると、実際に世帯主年齢が29歳以下、30～39歳の階層で負債額が増加傾向にあることがわかる（第6図）。15年から17年の間で、29歳以下は125万円の増加、30～39歳は163万円の増加となっている。これらの年齢階層は住宅資金を借り入れて間もない人が多いと考えられ、直近での住宅1戸あたりの借入額は増加しているものと思われる。

1世帯あたりの住宅負債額が増加している一因として、1戸あたりの建築工事費の上昇が考えられる。実際に、1戸あたりの建築工事費は15年から17年の間に36万円増加している（第6図）。ただし、この増加額は先にみた住宅負債の増加額と比較すると

第2表 家計の金融負債の動向

(単位 兆円、%)

	残高		前年比増加率							
	18年 6月末	構成比	16		17				18	
			9	12	3	6	9	12	3	6
借入合計	300.7	100.0	1.2	1.5	1.6	1.9	1.5	1.8	2.5	2.4
うち民間金融機関	256.8	85.4	1.8	2.1	2.3	2.4	1.9	2.2	2.9	2.7
住宅資金(a)	181.0	60.2	2.3	2.6	2.6	2.5	2.5	2.4	2.6	2.8
消費者信用	33.4	11.1	4.0	3.8	1.7	2.3	2.3	3.4	3.0	0.7
個人向け事業資金等	42.3	14.1	△2.1	△1.1	1.2	2.2	△0.8	0.5	4.0	3.7
公的金融機関	38.9	12.9	△1.3	△1.4	△1.5	△0.9	△0.5	△0.2	0.1	0.1
うち住宅資金(b)	22.5	7.5	△2.5	△2.9	△2.9	△1.8	△1.4	△0.8	△0.3	△0.1
住宅資金合計(a+b)	203.5	67.7	1.8	1.9	2.0	2.0	2.0	2.0	2.2	2.5

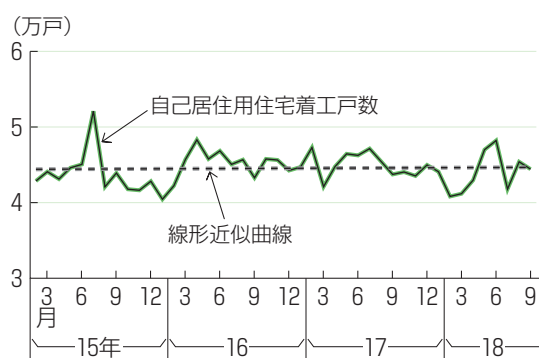
資料 第1表に同じ

(注) 資金循環統計では家計への「貸出」と表示されている部分を「借入」と表記した。また、「住宅貸付」を住宅資金、「企業・政府等向け」を個人向け事業資金等とした。

小さく、住宅負債額の増加には建築工事費の上昇以外の要因があるものとみられる。

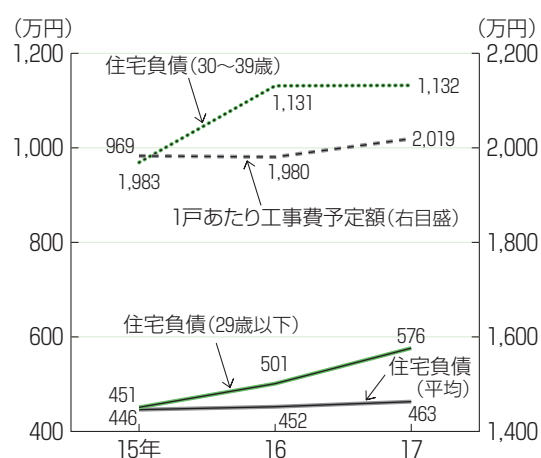
その要因としては、住宅ローン金利が低くなっており、手元資金で住宅資金を払うよりも資金を借り入れて支払おうとする人が増えていることが考えられる。^(注3) 一例として、三井住友銀行が公表している住宅ローン金利（超長期固定金利型・20年超35年以内）をみると、16年2月に1.34%まで低下

第5図 自己居住用住宅の着工戸数の推移
(季節調整済)



資料 国土交通省「住宅着工統計」
(注) 利用関係別の持家と分譲住宅の合計。

第6図 1世帯あたりの住宅負債額と
1戸あたり工事費予定額



資料 総務省統計局「家計調査(貯蓄・負債編)」二人以上の世帯・世帯主の年齢階級別、国土交通省「住宅着工統計」
(注) 1戸あたり工事費予定額は、利用関係別の持家と分譲住宅の合計。

した後は徐々に上昇しているものの、現時点（18年12月）でも1.79%と依然として低い水準にある。

(注3) 住宅ローン金利の影響については、多田(2018) 57～58頁も参照されたい。

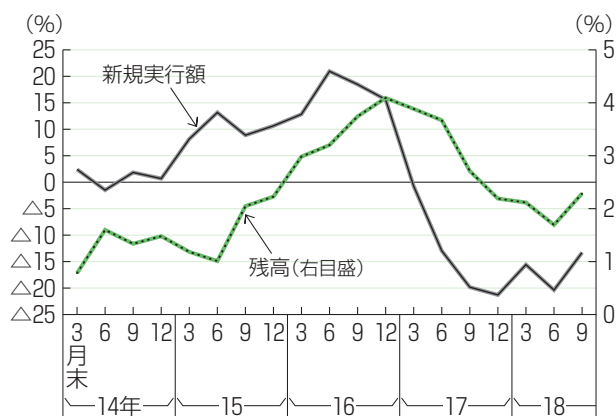
(3) 貸家業向け資金は伸び率の縮小が続く

続いて、個人向け事業資金等の中の主要な資金である、貸家業向け資金について確認する。個人による貸家業向け資金の18年6月末時点での残高は29.5兆円であり、^(注4) 家計の金融負債全体の1割程度を占めている。

残高は、15年1月の相続税制改正の影響があり、15年9月末頃から伸び率が上昇していた(第7図)。税制改正により相続税の基礎控除額が減額されたことから、土地の課税評価額を下げる方法として賃貸住宅の建設が活発になったとみられる。

ところが、次第に需要を上回るような賃貸住宅の建設が懸念されるようになり、金融庁は平成28事務年度、29事務年度の「金

第7図 個人による貸家業向け貸出金の前年比増減率



資料 日本銀行「貸出先別貸出金」
(注) 国内銀行と信用金庫(ともに銀行勘定)の合計。

融行政方針」でアパート・マンションなど不動産向け融資への監視を強めることに言及した。そのような状況から、残高の伸び率は16年12月末をピークとして、それ以降は低下に転じた。新規実行額については、17年3月末より前年比減少が続いている。

上記のような過剰融資の懸念があるなかで、18年初めにはスルガ銀行の不正融資問題が発覚し、それを受けて金融当局は不動産向け融資について本格的な調査に乗り出す構えを示している。金融庁が18年9月に公表した「金融行政の重点施策」では、不動産向け融資に関する「融資審査・管理態勢」などについて、「横断的なアンケート調査を行い、検査も活用」することが述べられている^(注5)。また、金融機関側も貸出に対して慎重な姿勢に転じている。日本経済新聞が地銀・第二地銀に実施した調査によると^(注6)、4割以上が融資審査を厳しくすると回答しており、今後さらに貸家業向け貸出が減速する可能性が高くなっている。

(注4) 国内銀行と信用金庫（ともに銀行勘定）の残高の合計。

(注5) 金融庁（2018b）120～121頁。

(注6) 日本経済新聞（2018年11月16日付朝刊）。18年10月に全ての地銀・第二地銀105行に実施し、100行が回答。

3 金融分野での高齢社会対策① ——資産形成の促進——

以上の家計における金融資産・負債の状況を踏まえつつ、最近の高齢社会対策について、金融行政、金融機関の動向を確認していこう。18年2月、政府は基本的かつ総

合的な高齢社会対策の指針である「高齢社会対策大綱」を改定、またそれにもとづき同年6月に「平成30年版高齢社会白書」を公表した。そのなかで金融分野については、「資産形成等の促進のための環境整備」と「資産の有効活用のための環境整備」という2つの方向性が掲げられている。このうち本節では、前者の動向を検討する。

(1) 高まる老後資金への不安

はじめに、老後の資金に対する不安は、近年高まりをみせている。金融広報中央委員会の調査によれば、老後の生活について「心配である」と回答した人の割合は、92年時点では63.7%であったのに対して、18年時点では85.8%に上昇した^(注7)。

また第1節でみたように現状家計では、市場性金融商品への投資に慎重な姿勢をみせている。ここで有価証券保有の未経験者は、十分な貯蓄があるために、投資を必要としていないというわけではない。金融庁が16年に実施した「国民のNISAの利用状況等に関するアンケート調査」によれば、有価証券への投資を必要ないと思う理由として、「現在、預貯金だけでも十分な貯蓄があるから」「このまま働き続ければ貯蓄は増えるし退職金ももらえるので、将来の備えとして十分だから」と回答した人の割合は、それぞれ8.3%、5.5%と非常に低い。

これらのデータから、老後の資金に不安を抱き、貯蓄だけでは十分でないと認識しつつも、なかなか投資には踏み出せない、日本の家計のジレンマを読み取ることがで

きるだろう。

事実、投資には元本割れ等のリスクがある。ただしそのリスクは、積立投資によって投資時期を分散させる、長期投資によって収益の振れを小さくするなどの方法で、低減が可能であるということが指摘されている（例えば、金融庁（2018b））。老後の安定的な資産形成にあたっては、こうした長期・分散・積立投資のメリットを普及させていくことが、課題の一つとなるだろう。

（注7）金融広報中央委員会「家計の金融行動に関する世論調査 平成30年調査結果」より、世帯主年齢60歳未満の世帯を対象。

（2）資産形成の促進に関する施策

こうした状況に対して金融分野では、現役時代からの自助努力による資産形成を促す環境整備が行われている。その施策として「平成30年版高齢社会白書」で中心的に取り上げられるのが、iDeCoをはじめ私的年金制度とつみたてNISAの普及である。

なおこれらは、長期・分散・積立投資のメリットを念頭に置いたものである。また先にみたように、家計の市場性金融商品残高の伸び悩みをめぐる背景には、若壮年層の投資が活発化していないこと、長期投資が定着していないことがあった。iDeCoやつみたてNISAの施策は、これら従来の課題を克服する側面をもつものと位置づけられる。

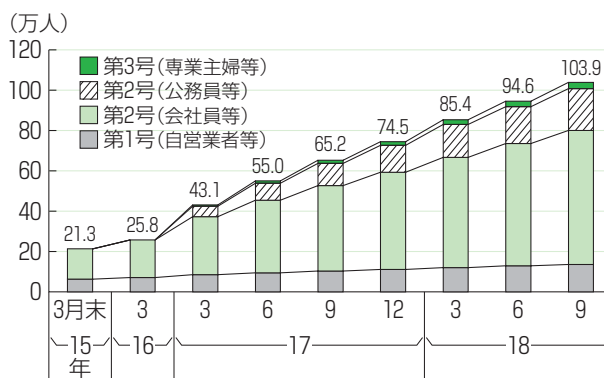
まず、私的年金制度については、17年1月からiDeCoの加入者の範囲が拡大され、従来の自営業者や企業

年金のない会社員等に加えて、企業年金のある会社員や公務員、専業主婦・主夫等も加入できるようになった。

これを背景として、現在iDeCoの加入者数は順調な伸びをみせている。範囲拡大直後の17年3月末時点で43.1万人だった加入者数は倍増し、18年9月末時点で100万人を超えた（第8図）。

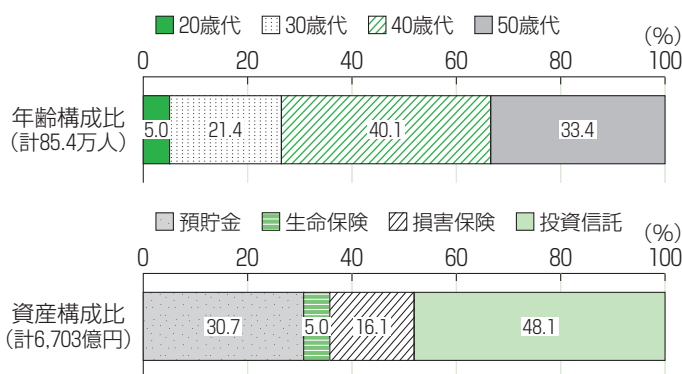
第9図は、iDeCo加入者の年齢と資産の構成比である。iDeCoの加入対象は60歳未満であるが、年齢構成では40歳代が最も多く、40.1%となっている。次いで50歳代が

第8図 iDeCoの加入者数の推移



資料 国民年金基金連合会「iDeCo公式サイト 業務状況 加入者数等について」

第9図 iDeCo加入者の年齢構成比と資産構成比（2018年3月末）



資料 国民年金基金連合会「iDeCoの制度の概況（平成30年3月末現在）」

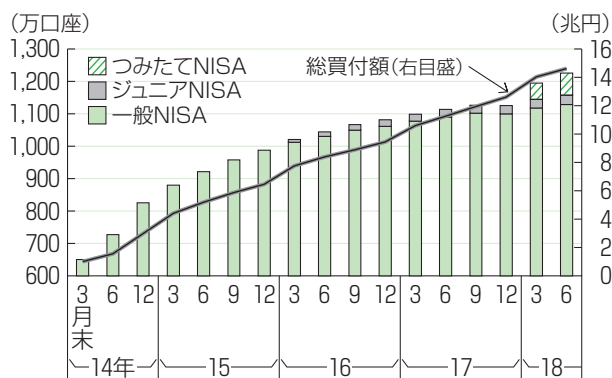
33.4%、30歳代も21.4%とシェアが大きい。
また、資産構成については、投資信託が48.1%と最も大きくなっている。

なお、他の私的年金制度についても、18年5月に簡易企業型年金と中小事業主掛金納付制度が創設された。これらを通じて、従来企業年金を有する割合が低かった中小企業に対しても、私的年金制度の普及が図られている。

次に、つみたてNISAは、毎年上限40万円の投資から得られた売却益等について、最長20年間非課税にするというもので、18年1月に新設された。第10図は、つみたてNISAを含むNISA全体の総口座数と総買付額の推移である。このうち、つみたてNISAの口座数は、導入以降順調に増加し、18年6月末時点で68.9万口座となっている。とくに一般NISAの口座数が、1,100万口座前後から伸び悩みをみせるなかで、つみたてNISAの新設が、全体の口座数を押し上げる役割を果たしたことがわかる。

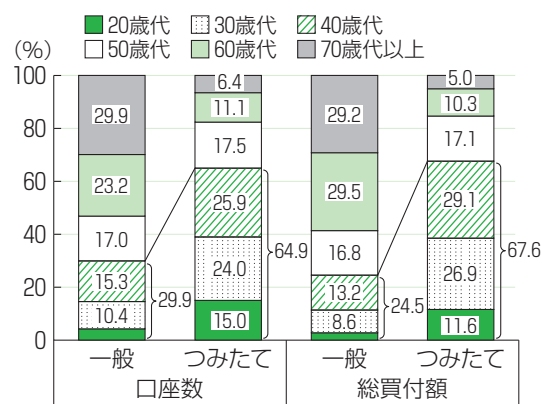
また一般NISAの利用者が、口座数と総

第10図 NISAの総口座数と総買付額の推移



資料 金融庁「NISA・ジュニアNISA利用状況調査」
(注) 総買付額は、一般、ジュニア、つみたてNISAそれぞれの導入以降の買付額を合算したもの。

第11図 一般・つみたてNISAにおける口座数・総買付額の年代別構成比(2018年6月末)



資料 金融庁「NISA・ジュニアNISA利用状況調査(平成30年6月末時点)」

買付額ともに、60歳代以上が中心なのに対して、つみたてNISAでは、40歳代以下の利用が6割半ばを占める(第11図)。このように長期・分散・積立投資を念頭に置いたつみたてNISAは、とくに若壮年層での利用に適したものとなっている。

金融行政は、これらの施策について職場で情報提供や投資教育を行う「職場つみたてNISA」の導入など、さらなる普及を図っている。また、18年10月の政府税制調査会では、正社員や非正規といった働き方に左右されない、個人単位で共通に利用可能な税優遇付貯蓄枠の創設に関する議論が起っており、今後の施策の展開も予想される。

(注8) 日本経済新聞(2018年10月24日付)

(3) 金融機関でも投信販売強化

これらの施策を受けつつ、近年金融機関側でも、投資信託の販売を強化する動きがみられる。低金利下の運用難にあっては、金融機関でも、投信の販売手数料をはじめ

役務取引等利益の拡大が課題となっている。
なかでもゆうちょ銀行では、17年度を通じて
投信取扱局を101局拡大、さらに18年7月
以降も計124局を追加するなど、非常^(注9)に積極
的な姿勢をみせている。

一方で、第1節で触れたように、足もと
では投資信託の保有期間が短期化する傾向
がみられ、営業現場における過度な回転売
買の懸念も指摘されている。こうした状況
に対して、金融庁からは、金融機関における
「顧客本位の業務運営」の確立と定着が促
進されている。とくに18年には、長期的に
リスクや手数料等に見合ったリターンがど
の程度生じているかを示し、投信販売会社
の取組みを「見える化」する、共通KPI（成
果指標）の公表が行われた（金融庁（2018c））。
顧客の視点に立ち、長期・分散・積立投資
のメリットを生かした資産形成の促進が、
金融機関には求められる。

以上のように家計の安定的な資産形成を
促すための施策、金融機関の取組みは、今
後も高齢社会対策と相まって展開していく
とみられる。

（注9）ゆうちょ銀行ホームページ「お知らせ」（2018
年6月29日、8月27日付）

4 金融分野での高齢社会対策② ——資産の有効活用——

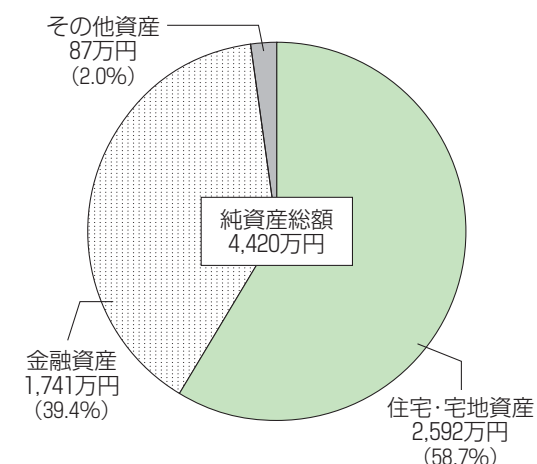
日本の家計資産の特徴として、市場性金
融商品の保有額の少なさとともに指摘され
てきたのが、総資産に占める住宅資産の大
きさである。先にみたように、家計の金融

負債の中心は住宅資金となっているが、そ
れは裏を返せば住宅資産の保有割合が高い
ことを意味している。

総務省の「平成26年全国消費実態調査」
によると、65歳以上世帯の1世帯あたりの
住宅・宅地純資産額は2,592万円となってお
り、純資産総額4,420万円のうち58.7%を占
めている（第12図）。また同調査によると、
世帯主年齢が65歳以上の世帯の住宅保有率
は88.2%にのぼる。

一方で、今後高齢化が進むなかでは、住
宅資産を保有しているものの生活資金が不
足するという高齢世帯が増える可能性があ
る。こうした状況に対し、内閣府の「平成
30年版高齢社会白書」では「資産の有効活
用のための環境整備」が課題とされてお
り、「リバースモーゲージの普及を図る」こ
とが掲げられている。そこで、本節ではこ
のリバース・モーゲージをめぐる動向につ
いてみていくこととする。

第12図 1世帯あたりの純資産総額の内訳
（世帯主年齢が65歳以上の総世帯、2014年）



資料 総務省統計局「平成26年全国消費実態調査 家計資
産に関する結果（純資産）」

(1) リバース・モーゲージへの期待は 大きいものの、普及は進んでいない

リバース・モーゲージとは、土地・建物を担保として高齢者に資金を貸し付ける金融商品である。高齢者は、所有する住宅に住み続けながら融資を受け、死亡時に住宅の処分によって借入金を一括返済することとなる。住宅資産の価値を現金に転換する仕組みであるリバース・モーゲージは、住宅資産の割合が大きい日本の高齢者世帯の資金調達方法として注目されている。

実際に、アンケート調査からは、リバース・モーゲージに対する高齢者の潜在的な需要がかなりあることも示唆されている。^(注10) 上山（2016）の調査では、65歳以上の人にリバース・モーゲージの概要を説明したうえで利用の希望を聞いたところ、4割以上の人が「今は必要性を感じないが、生活に困れば利用を検討したい」と回答している。

その一方で、同調査でリバース・モーゲージを「現在、利用している」と回答した人は0.2%にすぎず、現状では利用者がほとんどいないことがわかる。

(注10) 調査は、持家のある65歳以上を対象として13年に実施されている。回答者はインターネットを通じて全国から抽出した997人であり、本設問の有効回答率は100%。

(2) これまで普及が進まなかった背景

ここで、日本でリバース・モーゲージの普及が進んでいない背景について整理する。

日本では2000年頃よりいくつかの民間金融機関でリバース・モーゲージが取り扱われてきた。しかし、バブル期以降の地価の

下落や商品性の問題があり、利用が進んでこなかった。商品性にかかわる問題としては、これまで以下のようなことが指摘されてきた（雨宮（2015）、小島（2016）など）。

一つ目は、担保割れリスクを引き受ける仕組みが不十分なことである。リバース・モーゲージには、①長生きリスク、②金利上昇リスク、③担保不動産価値の下落リスク、の三大リスクがあるとされ、他の貸出^(注11)と比べて担保割れが生じる可能性が相対的に高い。そのため、金融機関は担保割れによる損失を回収するために、担保割れが生じた場合は相続人に不足額の返済を求める仕組みをとってきた。このような仕組みをリコース型という。多くの高齢者は子どもなどの相続人に負債を残して迷惑をかけたくないと考えているとみられ、リコース型であることが高齢者に利用をためらわせてきた可能性がある。

それに対し、米国の代表的なリバース・モーゲージである「HECM」は、相続人に返済を求めないノンリコース型を実現している。米国では、ノンリコースの導入を契機としてリバース・モーゲージが広く普及したという経緯がある。^(注12) HECMでは、政府が民間金融機関の融資に保険を付けることによって担保割れのリスクを負担している。民間金融機関単独でのリスク負担には限界があるため、ノンリコースを実現するには公的機関の介入が不可欠なのである。

二つ目は、担保の対象となるのは土地付き一戸建てに限られるとともに、建物部分の価値は評価されない場合が多いことであ

る。その理由としては、日本の家屋の耐久性が低いことや中古住宅市場があまり活性化していないことが挙げられる。建物部分の価値が評価されないと、担保評価額および融資額は低くなる。とくに地方では土地価格が低いために担保評価額が低くなってしまい、融資が進まない要因となってきた。

しかし、近頃は上記のような課題に対して新しい動きが出てきており、今後はリバース・モーゲージの普及が進む可能性も出てきている。以降では、日本のリバース・モーゲージにおける最近の動向をみてみたい。

(注11) 三大リスクの詳細については国土交通省(2015) 46頁を参照されたい。

(注12) 米国におけるリバース・モーゲージの展開については小島(2012)を参照されたい。

(3) 住宅金融支援機構がノンリコース型の取扱いを開始

まず、公的機関である住宅金融支援機構が17年4月よりノンリコース型の住宅融資保険の提供を始めたことが注目される。同機構は09年より住宅融資保険「リ・バース60」^(注13)を扱ってきた。これは、同機構が民間金融機関の融資の保険者となるものである。申込みの対象は基本的には60歳以上となっており、利息の払い方、金利、保証料は取扱金融機関によって異なっている。

公的機関である同機構が民間金融機関の融資の保険者となる仕組みは、先に紹介したHECMと共通している。ただし、HECMと異なりリ・バース60では資金使途が住宅に関するものに限られており、生活資金に

は使えないという特徴がある。具体的な借入れの例としては、郊外から駅近くの住宅に住み替える際に、新しく買う住宅を担保に住宅購入のための資金を借り入れるなどである。

同機構の公表によると、18年度上半期のリ・バース60の付保実績金額は16.5億円となっている。金額としてはまだ小さいものの、前年同期と比べると4倍以上に伸びている(第3表)。借入申込者のうち8割以上がノンリコース型を選択しているとのことであり、ノンリコース型の取扱いが融資実績の伸びにつながっていると考えられる。加えて、取扱金融機関が増加していることも実績の伸長の一因だと考えられる。取扱金融機関は18年9月末時点で43機関であり、前年同月比で1.5倍となっている。同機構はリバース・モーゲージの普及に向けて取組みを強化する意向であり、中期計画では20年度末までに「リ・バース60」の取扱金融機関数を70以上とすることを掲げている。

(注13) 「リ・バース60」の愛称が使われるようになったのは18年5月からである。

(4) 融資実績のある金融機関や不動産事業者との提携が進む

次に、住宅金融支援機構の保険を使わな

第3表 住宅金融支援機構の「リ・バース60」の利用実績

(単位 戸、億円、機関、%)			
	17年 4～9月	18 4～9	前年 同期比
付保申請戸数	50	198	396.0
付保実績戸数	31	113	364.5
付保実績金額	3.6	16.5	458.3
取扱い金融機関数(期末)	28	43	153.6

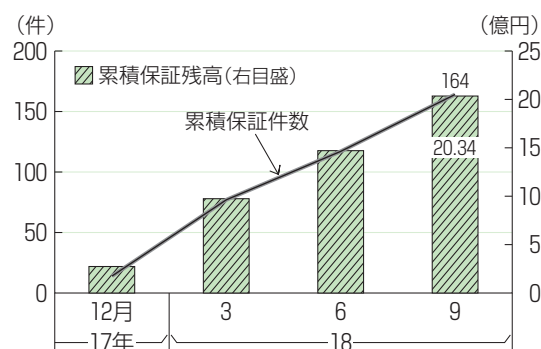
資料 住宅金融支援機構「【リ・バース60】の利用実績等について」

リバース・モーゲージについてもみてみよう。同機構の保険を使わないタイプでは、借入資金を生活資金として使うことができる。このようなリバース・モーゲージに関する新しい動きとしては、融資実績のある金融機関や不動産事業者と提携して新たにリバース・モーゲージに取り組む金融機関が増加していることが挙げられる。

金融機関同士の提携については、17年6月に東京スター銀行と静岡銀行が国内で初めてリバース・モーゲージでの提携を開始している。東京スター銀行は18年11月までに三重銀行、大光銀行、千葉興業銀行、池田泉州銀行、多摩信用金庫とも提携を結んでいる。同銀行は05年よりリバース・モーゲージの取扱いを開始しており、10年には担保物件にマンションを加えるなど、先駆的な取組みを展開してきた。同銀行は18年6月末までにリバース・モーゲージの累計利用者数が1万人、融資残高は1,100億円を突破しており、担保評価などのノウハウを蓄積している。同銀行は提携先の金融機関に担保評価などのノウハウを提供するとともに、子会社が保証業務を請け負っている。

不動産会社との提携については、不動産会社であるハウズドゥの子会社のフィナンシャルドゥが複数の金融機関と提携を結んでいる。17年10月に大阪信用金庫と提携を開始して以降、18年11月までに大阪商工信用金庫、飯能信用金庫、知多信用金庫、大光銀行と提携を結んでいる。ハウズドゥは全国で不動産販売を展開しており、担保評価のノウハウをもっている。そのノウハウ

第13図 フィナンシャルドゥのリバース・モーゲージの保証実績



資料 ハウズドゥ「2019年6月期第1四半期報告書」

を生かし、子会社のフィナンシャルドゥはリバース・モーゲージにおける担保評価と保証業務を請け負っている。保証実績は順調に伸びており、18年9月末には累積保証件数164件、保証残高は20億円となっている（第13図）。決算説明資料によると、ハウズドゥは今後さらに保証事業を強化していく意向である。

上記のような提携は、担保物件の価値の適正な評価を可能とし、融資可能な案件が増えることが期待される。

(5) 金融機関も取組みに前向きな姿勢

また、金融機関の取組姿勢も積極化しつつある。住宅金融支援機構（2017）によると、17年の調査時点でリバース・モーゲージを「取扱中」と回答した金融機関の割合は16.0%で、前年の10.7%から5.3ポイント増加している。それに加え、「取扱検討中」と回答した割合は55.7%にのぼっており、今後多くの金融機関がリバース・モーゲージの取扱いに動き出す可能性がある。

これまで取扱いが増えてきたのは主に地

方銀行と信用金庫であるが、18年4月から
は労働金庫でも取扱いを開始している。現
在は静岡県労働金庫のみで取り扱っている
が、今後は他の労金にも広がる見込みであ
る。労働金庫は、リバース・モーゲージの
取扱いを契機に利用者との生涯取引を実現
しようとしている（ニッキン（2018））。

おわりに

金融分野の高齢社会への対応では、資産
形成等の促進について、iDeCoやつみたて
NISA等の普及のための取組みが積極化し
ている。これらは、家計の市場性金融商品
の保有が伸び悩むなかで、従来の課題に対
応するという側面も有する。現状、現金・
流動性預金に滞留する家計の資産が、こ
うした動きのなかで投資に向かうのが、今
後の注目点になるだろう。

資産の有効活用については、住宅資産の
価値を現金に転換する金融商品である、リ
バース・モーゲージの普及が期待されてい
る。今後、さらなる商品性の向上や取扱金
融機関の拡大が進むかどうか注目される。

また、これら資産形成と資産の有効活用
は、現状、個々の対策として展開されてい
る向きがあるが、一個人のライフプランニ
ングという観点から考えるならば、より総
合的な対策も求められよう。例えば、市場
性金融商品の保有に慎重な姿勢の背景に、
住宅資産への過大な投資があるとすれば、
リバース・モーゲージの普及として、すで
に保有した住宅資産の有効活用を図るばか

りでなく、住宅投資自体の負担を軽減する
施策も、今後総合的な対策として必要とな
るだろう。こうした施策には、中古住宅市
場の活性化や、老後も賃貸住宅を借りやす
くするための施策等が考えられる。

なお、金融分野の高齢社会対策は、何も
本稿で検討したものに限らない。冒頭でも
触れたように、認知能力が低下した高齢者
の資産管理^(注14)をはじめ、多岐にわたる問題が
顕在化しつつあり、近年では金融ジェロン
トロジーという学際的な研究分野も立ち上
げられている（清家編（2017））。急速に高齢
化が進むなかで、個々の問題についてもさ
らに検討を深めていく必要がある。

（注14）金融庁でも、こうした問題について検討が
進められており、18年7月には中間的なとりま
とめが公表された（金融庁（2018a））。また、こ
の問題を扱った先行研究として、田口（2013）
がある。

<参考文献>

- ・雨宮卓史（2015）「リバースモーゲージの現状と課
題—高齢化の進展と金融サービス—」『調査と情報』
第877号
- ・上山仁恵（2016）「『リバースモーゲージに関する
調査（平成25年実施）』調査結果」『名古屋学院大
学ディスカッションペーパー』116号
- ・金融庁（2018a）「高齢社会における金融サービス
のあり方」7月3日
- ・金融庁（2018b）「変革期における金融サービスの
向上にむけて～金融行政のこれまでの実践と今後
の方針～（平成30事務年度）」9月26日
- ・金融庁（2018c）「投資信託等の販売会社における
顧客本位の業務運営のモニタリング結果について」
9月26日
- ・国土交通省（2015）「中古住宅市場活性化ラウンド
テーブル報告書附属資料」
- ・国立社会保障・人口問題研究所（2017）「日本の将
来推計人口報告書」
- ・小島俊郎（2012）「リバースモーゲージに求められ
る政府の役割—米国ホーム・エクイティ・コンバージ
ョン・モーゲージ（HECM）誕生の経緯と意義—」『野
村資本市場クォーターリー』Vol.16-1、83～98頁

- ・小島俊郎（2016）「我が国のリバース・モーゲージの現状と課題」『土地総合研究』夏号、28～34頁
- ・住宅金融支援機構（2017）「2017年度 民間住宅ローンの貸出動向調査結果」
- ・清家篤編（2017）『金融ジェロントロジー——「健康寿命」と「資産寿命」をいかに伸ばすか——』東洋経済新報社
- ・田口さつき（2013）「判断能力に疑義のある高齢者等との金融取引——農協へのアンケート調査結果から——」『農林金融』12月号
- ・多田忠義（2018）「2017年度の住宅着工と住宅ローンの動向～増加が続く分譲一戸建着工、貸出減も高水準を維持～」『金融市場』9月号、49～64頁
- ・内閣府（2018a）「高齢社会対策大綱」2月
- ・内閣府（2018b）「平成30年版高齢社会白書」6月
- ・ニッキン（2018）「労金界、生涯取引の推進へ、リバースモーゲージ導入、取り扱い1号は静岡県」6月22日付
- ・日本銀行「資金循環統計」
- ・日本経済新聞（2018）「税優遇『貯蓄枠』を検討、政府税調、老後資産形成を支援」10月24日付

<参考WEBサイト>

- ・東京スター銀行「ニュースリリース」18年12月5日アクセス
<http://www.tokyostarbank.co.jp/>
- ・ハウジングトリビューン編集部（2018）「リバースモーゲージ本格普及の兆し」18年12月5日アクセス
<https://htonline.sohjusha.co.jp/559-021/>
- ・ハウドゥ「ニュースリリース」、「IR情報」18年12月5日アクセス
<https://www.housedo.co.jp/>
- ・ゆうちょ銀行（2018）「お知らせ」18年11月15日アクセス
https://www.jp-bank.japanpost.jp/news/2018/news_id001315.html
https://www.jp-bank.japanpost.jp/news/2018/news_id001327.html

分担執筆

< 2、4 >

宮田夏希（みやた なつき）

< はじめに、1、3、おわりに >

藤田研二郎（ふじた けんじろう）



農業競争力強化を目的とした農業政策と 高まりつつある地域の役割

研究員 植田展大

〔要 旨〕

2017～18年にかけて「農業競争力強化プログラム」に基づいて、農業の競争力強化を目的にした法律の制定が続けられてきた。18年の農業経営基盤強化促進法等の一部改正、卸売市場法及び食品流通構造改善促進法の一部改正、土地改良法の一部改正をもって必要とされた改革のための法律の制定や法改正のほぼすべてが完了している。

本稿ではこうした農業の競争力強化政策が、TPP対策として農業者の所得向上を目的にして始まったことを確認したうえで、農業の競争力強化を目的とした法律の一部を取り上げながら運用状況等を整理し、法律が農業の競争力強化やその目的である農業者の所得向上にかなう結果をもたらしているのかを検討する。

そのうえで、種子法の廃止に伴う道県の条例制定の動きや農地中間管理機構における「人・農地プラン」の活用など、農業政策の「見直し」に着目し、農業政策における地域の役割に関心が高まりつつあると指摘する。

目 次

はじめに

1 競争力強化政策の概観

- (1) 2018年も続いた法制化
- (2) 成長産業化から競争力強化へ
- (3) 予算の配分

2 法律の実施状況と課題

- (1) 「農業競争力強化プログラム」と法律
- (2) 2017年成立法の実施状況と課題

(3) 2018年成立法と論点

3 政策の継続と「見直し」

- (1) 継続する競争力強化
- (2) 政策の「見直し」

——農地中間管理事業における「人・農地プラン」の活用——

4 政策の「見直し」で変わりつつある地域の役割

はじめに

2017～18年の農業政策は農業の競争力強化に重点を置いて進められ、政策の実現に向けた複数の法律が可決成立した。農業の競争力強化を目的とした制度改革は、18年で1つの区切りを迎える。

一方、農地中間管理機構の見直しでは、「人・農地プラン」を重視するなど、これまでの競争力強化を目的とした政策では軽視されがちな地域の主体的な取組みを重視する変化も見られつつある。

そこで、本稿では農業の競争力強化がなにを目的として、いつどのように始まったのかを確認したうえで、競争力強化を目的とした法律の成立・運用状況から現状を把握し、そこから見える課題をもとに今後の農業政策について考えたい。

1 競争力強化政策の概観

(1) 2018年も続いた法制化

18年の通常国会では、農業関連の5法が可決成立した（第1表）。提出順では、都市農地の貸借の円滑化に関する法律（以下「都市農地貸借法」という）、農業経営基盤強化促進法等の一部改正（以下「農業経営基盤強化促進法等の改正」という）、卸売市場法及び食品流通構造改善促進法の一部改正（以下「卸売市場法等の改正」という）、土地改良法の一部改正（以下「土地改良法の改正」という）、農薬取締法の一部改正（以下「農薬取締法の改正」という）となる。

第1表 2018年に成立した主な農業関係の法律

法律名	提出時に示された理由	法律の主な内容
農業経営基盤強化促進法等の一部改正	・相続未登記農地が農地の集積・集約化を阻害するため。 ・農業用ハウスの底面をコンクリート張りにするためには農地転用許可が必要であるため。	・相続人1人の同意ですべての所有者が同意したと見なし、農地中間管理機構に農地を貸し付けることができる。 ・農業用ハウス等の使用で底部がコンクリートでも農地と見なす。
卸売市場法及び食品流通構造改善促進法の一部改正	・農林漁業者の所得向上と消費者ニーズ双方への対応に向け、卸売市場を含め、新たな需要の開拓や付加価値向上につながる食品流通構造を確立するため。	・農林水産大臣は開設の認可に関わるが、業務には関与しない。開設者は民間企業でも可。 ・第三者販売の原則禁止、直荷引きの原則禁止、商物一致の原則等の廃止。
農薬取締法の一部改正	・農薬の安全性に関する新たな知見や評価法の発達を効率的かつ的確に反映した登録制度にするため。 ・農薬にかかる規制の合理化により、効率的で低コストな農業に貢献するため。	・国は15年に1度、登録された農薬の安全性を最新の科学技術に照合して確認。 ・検査の対象に農薬の毒性に加え、使用する農業者が皮膚や呼吸などから接取する暴露量なども加える。
土地改良法の一部改正	・土地改良区で土地持ち非農家が増加し、施設の維持管理や更新等が適切に行えない恐れがあるため。耕作者の意見を反映した事業運営体制への移行のため。 ・業務執行体制が脆弱化するなかで効率化を進めるため。	・所有者から耕作者へ組合員資格を移行する際の資格交代の円滑化、准組合員資格の付与といった柔軟な組合員資格の運用。 ・財政健全化を目的とした複式簿記の導入。
都市農地の貸借の円滑化に関する法律	・都市農地の貸借を円滑化させ、都市農地の有効活用を図り、都市農業の持つ機能によって都市住民の生活を向上させるため。	・農地を貸借する場合、貸し手側の負担を軽減（契約の法定更新の廃止、納税猶予）。都市農地の貸借による市民農園経営。

資料 農林水産省Webページより作成

卸売市場法等の改正と土地改良法の改正は、16年11月の「農業競争力強化プログラム」に盛り込まれた項目である。

また、農業経営基盤強化促進法等の改正は、17年12月の「農林水産業・地域の活力創造プラン」(以下「活力創造プラン」という)3次改訂を受け、新たに加えられた相続未登記農地の対策に関連している。

さらに、これまで3年ごとに行われていた農薬の再登録制度を変え、国際基準に合わせた検査項目で15年ごとに再評価を行う農薬取締法の改正、都市農地の貸借を円滑化し、都市農業を発展させることで都市住民の生活を向上するとした都市農地貸借法が成立している。

18年に成立した法律の多くが「農業競争力強化プログラム」もしくは「活力創造プラン」と関係しており、これらの法律の成立で「農業競争力強化プログラム」で提示された制度改革が一段落した。

そこでまず「農業競争力強化プログラム」に立ち戻り、農業の競争力強化政策について考えてみたい。

(2) 成長産業化から競争力強化へ

16年11月に首相官邸の農林水産業・地域の活力創造本部が策定した「農業競争力強化プログラム」以降、農業の競争力強化という用語が政策のなかで、農業の成長産業化に代わって頻繁に使用されるようになっている。

国立国会図書館の検索システムに登録された書籍・論文・雑誌記事のタイトルから

は、農業の成長産業化の使用が減少しているのに対し、競争力強化が16年以降に積極的に使用されていることが分かる(第1図)。競争力強化の多くは、「農業競争力強化プログラム」「農業競争力強化支援法」を冠した書籍・論文・雑誌記事の増加による。

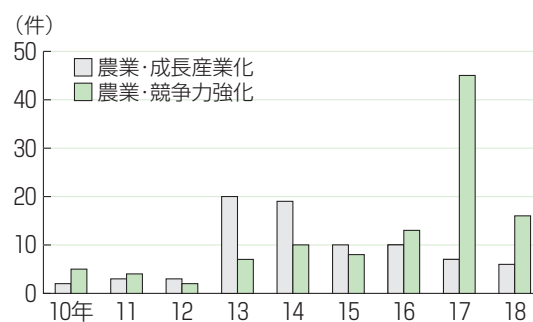
農業の競争力強化という言葉が広く使用される契機となったのは、安倍政権が15年10月に大筋合意したTPP対策として作成した「農業競争力強化プログラム」(田代(2017)、堀(2017)ほか)以降のことである。

「農業競争力強化プログラム」には、生産資材、流通・加工、農地の集積・集約化、労働力等のコスト削減、収入保険の導入など農業の競争力強化に関連した13の改革項目が用意されていた。

農業の競争力強化を「農業競争力強化プログラム(注1)(概要)」や「活力創造プラン(注2)」では、農業者の所得向上という目的に対して、農業者が自ら解決できない構造問題を解決する手段と位置づけている(注3)。これは、農業の成長産業化とは異なる枠組みである。

農業の成長産業化では、その実現により農業・農村の所得の倍増、農山漁村の継承、

第1図 成長産業化、競争力強化の使用状況



資料 国立国会図書館オンライン検索より作成

食料自給率の維持等を目指すとしており、^(注4)産業的な面を重視する農業の競争力強化と比べて幅広い枠組みと言える。

農業の競争力強化が重視されるようになった過程は、産業政策と地域政策の両輪で農業政策を進めるとしてきた現政権の農業^(注5)政策が、14年の日本型直接支払創設以後、産業政策に傾斜していった過程とも連動している。

このように捉えると、農業の競争力強化の対象となる主な農業者は、すべての農業者ではなく、産業政策の対象となるような「担い手」といった特定の農業者であると^(注6)想定できる。同時に、競争力の低い特定の農業分野に従事する農業者、中山間地域等の条件不利地の農業者、高齢の農業者等は、この枠組みからは外れているのではないかと考えられる。

農業の競争力強化は、地域政策も意識した農業の成長産業化が必ずしも進まないなかで、産業政策としての側面を強調しながら進む現在の農業政策に即した枠組み^(注7)であると考えられる。

(注1)「農業競争力強化プログラム(概要)」には「農業者の所得向上を図るためには、農業者が自由に経営展開できる環境を整備するとともに、農業者の努力では解決できない構造的な問題を解決していくことが必要である」とある。ただし、「農業競争力プログラム」(16年11月29日)自体にはその目的が明確に書かれていない。

(注2)「活力創造プラン」2次改訂では、「農業者の所得向上を図るためには、農業者が自由に経営展開できる環境を整備するとともに、農業者の努力では解決できない構造的な問題を解決していくことが必要である。このため、(中略)あらゆる面での構造改革を進め、更なる農業の競争力強化を実現する」とある。

(注3)なお、「農業の競争力」については、農林水

産省「農業競争力強化支援法について」(18年4月)で「農業の生産性を高め、高い収益力を確保することにより持続的な農業発展ができる力」と定義している。

(注4)例えば「日本再興戦略」(14年6月)には「農林水産業を成長産業化して、農業・農村の所得倍増を目指すとともに、美しく伝統ある農山漁村の継承と食料自給率・自給力の維持向上に資するものとする」とある。

(注5)農林水産省「新たな農業・農村政策が始まります!!」(13年12月)では4つの改革の考え方として「農業を足腰の強い産業としていくための政策(産業政策)と、農業・農村の有する多面的機能の維持・発揮を図るための政策(地域政策)を車の両輪として推進し、関係者が一体となって、課題の解決に向けて取り組むこととしました」としている。

(注6)例えば日EU・EPAの大枠合意後に改正されたTPP等総合対策本部「総合的なTPP等関連政策大綱」(17年11月24日)では、「農業競争力強化プログラムの着実な実施」が新たに加わり、「攻めの農林水産業」が「強い農林水産業」に置き換えられた。政府はこれまで「攻めの農林水産業」を産業政策の「強い農林水産業」と地域政策の「美しく活力ある農山漁村」の2つからなるとしているが、産業政策が強調された改訂となっている。

(注7)近年の農業政策で産業政策としての側面が強まっている点は植田(2018)で整理している。

(3) 予算の配分

農業の競争力強化に関連した国の予算では、自ら判断し経営を行う一部の農業者と、農地の集積・集約化に特に重点が置かれている。

農林水産業予算、農業予算ともに現在の政権の農業政策の下では、基本的には2兆3千億円、1兆7千億円で横ばいであるが、配分は年度ごとに変化している。

「農業競争力強化プログラム」と「活力創造プラン」2次改訂を踏まえた17年度予算では、輸出力の強化や経営力、人材力の強化、「担い手」への農地集積・集約化に重点

的に配分された（第2図）（岩元（2017））。

17年度予算では、特に農地の集積・集約化に向けた予算が増加された。

農業の競争力強化等を目的とした農地の大区画化を中心に農業農村整備事業が前年度当初予算から122億円増額の3,084億円となった。農地中間管理機構における「担い手」への農地の集積・集約化の推進を目的に、農地の集積・集約化が今後行われると見込まれる地域において、農地の借り手の要望に対応した基盤整備を支援する農地耕作条件改善事業には236億円で前年度当初予算比113億円の増額、農地中間管理機構の機構集積協力金を中心とした事業には155億円で同69億円の増額、農業委員会の農地利用最適化交付金等には123億円で同50億円の増額となった。

翌18年度予算は、農業の競争力強化や成長産業化を目的にメリハリをつけて編成されている（前田（2018））。10a当たり7,500円の米の直接支払交付金が廃止に伴い714億

円削られる一方、水田フル活用や収入保険、農地の集積・集約化予算が増額されている。

まず、水田に飼料用米、麦、大豆等を作付けした農業者に支給される水田活用の直接支払交付金3,304億円は前年度当初予算比154億円増となり、主食用の米に依存しすぎない新たな農業の確立に向けた支援が拡充されている。17年の農業保険法の成立を受け導入される収入保険制度の実施に向けては、260億円の予算を新設している。

また、農業農村整備事業を3,211億円とし、前年度当初予算比で127億円増額している。このなかには、新たに17年の土地改良法の改正に関連して農地中間管理機構関連農地整備事業の86億円が加わっている。農地耕作条件改善事業は298億円で62億円増額している。

農地の集積・集約化に向けた予算は次の19年度予算でも拡大の見込みである。概算要求では、農業農村整備事業予算を前年度当初予算比706億円増額の3,917億円とし、

農地耕作条件改善事業でも前年度当初予算比69億円増額の367億円要求している。

農業予算は農業競争力強化を進める農業政策を反映し、特に2023年度までの「担い手」への集積8割を目標に掲げる農地の集積・集約の促進に重点を置いている。一方、予算からは生産資材、流通・加工等の改革の実態は見えにくい。

そこで次節では、農業競争

第2図 2017～18年度農業予算の主な項目における内訳の変化

	17年度	18年度
経営	米の直接支払交付金 714億円(△9億円)	廃止
	水田活用の直接支払交付金 3,150億円(+72億円)	収入保険制度の実施(新規) 260億円(+260億円)
		3,304億円(+154億円)
農地	農地中間管理機構 155億円(+69億円)	112億円(△43億円)
	農業委員会[農地利用最適化] 123億円(+50億円)	133億円(+10億円)
	農業農村整備事業(公共) 3,084億円(+122億円)	3,211億円(+127億円)
	農地耕作条件改善事業 236億円(+113億円)	298億円(+62億円)

資料 第1表に同じ
(注) ()内は前年度当初予算との比較。

力強化を目的とした法律の実施状況と課題を確認したい。

2 法律の実施状況と課題

(1) 「農業競争力強化プログラム」と法律

「農業競争力強化プログラム」とその後の規制改革推進会議、未来投資会議の提言を受けて、17～18年にかけて農業競争力強化を目的とした複数の法律が成立した。

第3図に示したとおり、これらの法律は、農業の競争力強化を支援するための生産資材、流通・加工、労働力の調達等のコスト削減等、土地改良制度の見直しによる農地の集積・集約化の推進、輸出の促進、収入保険等によるリスク軽減といった「農業競争力強化プログラム」の改革項目を具体的な施策として実現するためのものである。

しかし、その後、これらの法律による農業の競争力強化の進捗状況については十分

な把握が行われていない。以下では農業競争力強化の動きを、いくつかの法律の実施状況等から考えたい。

(2) 2017年成立法の実施状況と課題

はじめに、17年に成立した農業競争力強化支援法、土地改良法の改正、種子法の廃止について実施状況を確認し、そこから確認できる課題について指摘したい。

a 農業競争力強化支援法

農業競争力強化支援法は、「農業競争力強化プログラム」の生産資材と流通・加工の改革項目に関連しており、「(筆者追加: 農業資材・物流等の) 事業再編又は事業参入を促進するための措置を講じること等により、農業者による農業の競争力の強化の取組を支援し、もって農業及び農業生産関連事業の健全な発展に寄与することを目的とする(農業競争力強化支援法 第1条)」とある。

第3図 農業競争力強化プログラムと2017～18年成立の法律との対応関係

プログラムの項目	対応する法律
▶生産資材価格の引下げ ▶流通・加工構造改革	⇒ 農業競争力強化支援法(17)、主要農作物種子法の廃止(17)、農業機械化促進法の廃止(17)、卸売市場法及び食品流通構造改善促進法の一部改正(18)、農業取締法の一部改正(18)、特定農林水産物等の名称の保護に関する法律の一部改正(18)
▶収入保険制度の導入	⇒ 農業保険法(17)
▶土地改良制度の見直し	⇒ 土地改良法の一部改正(17)(18)
▶戦略的輸出体制の整備	⇒ 農林物資の規格化等に関する法律及び独立行政法人農林水産消費安全技術センター法の一部改正(17)
▶農村就業構造の改善	⇒ 農村地域への産業の導入の促進等に関する法律(17)
▶生乳の生産・流通改革	⇒ 畜産経営の安定に関する法律及び独立行政法人農畜産業振興機構法の一部改正(17)
▶人材力の強化 (労働力確保)	⇒ 国家戦略特別区域法の一部改正※(17)、出入国管理及び難民認定法及び法務省設置法の一部改正※(18)

資料 第1表に同じ
(注) ※は農林水産省以外が提出して成立した法律。

同法で行われる「支援」が、農業者における農業の競争力強化に資するものとなっているのかが、法律の実施状況を検討するうえで重要になる。

同法で国が講ずべき施策は、第1に、規制・規格の見直しや良質で低廉な農業資材の開発の促進、農産物の消費者への直販の促進等といった農業生産関連事業の事業環境の整備、第2に、農業生産関連事業の事業再編・事業参入の促進、第3に、農業資材・農産物取引条件等の「見える化」といった農業者への情報提供である。農業者を

直接支援するのは、農業資材・農産物取引条件等の「見える化」に限られ、農業生産関連事業に対する支援に重点が置かれている。

現在、農業競争力強化支援法を利用した事業再編は12、事業参入は1事例あり、税制特例や金融支援を受けている。計画策定は民間企業が12、農協系統が1事例である。なお、農協系統の事例は18年12月に認定された花咲ふくい農業協同組合である。業種別では流通5、食品加工4、生産資材が4事例である（第2表）。

第2表 農業競争力強化支援法の対象となった企業(2018年12月時点)

事業者(社名)	目的	生産者への影響	実施期間	業種	支援措置 ^(注1)
オイシックスドット大地(株) ^(注2)	・(株)大地を守る会を合併 ・工場/配送拠点の新設	販売機会の拡大	17年10月 ～20年3月	流通	税:設備投資にかかる割増償却
清水港飼料(株)	・工場/出荷施設の集約 ・機能強化	コストの低減	17年11月 ～22年6月	生産 資材	税:欠損金の繰戻還付
(株)ピックルス コーポレーション	・事業買収 ・設備投資	販売機会の拡大	17年12月 ～21年2月	食品 加工	金:公庫による低利融資 税:登録免許税の軽減
中橋商事(株)	・設備投資 ・配送拠点の整備等	販売機会の拡大、 長期契約の実現	18年2月 ～12年3月	流通	金:公庫による低利融資 税:設備投資にかかる割増償却
オーディー(株)	・事業買収 ・配送の集約化	販売機会の拡大	18年4月 ～22年7月	流通	金:公庫による低利融資 税:登録免許税の軽減
やさいバス(株)	・事業買収 ・小規模加工販売店の新設	コストの低減	18年4月 ～21年3月	流通	金:A-FIVEの出資 税:登録免許税の軽減
日本ビーンズ(株)	・設備廃棄 ・設備投資	販売機会の拡大	18年4月 ～21年2月	食品 加工	税:設備投資にかかる割増償却
セントラル化成(株)	・工場設備の再編 ・設備投資	コストの低減	18年6月 ～20年3月	生産 資材	税:設備投資にかかる割増償却
太田油脂(株)	・工場設備の再編 ・製造方式の変更	コストの低減	18年5月 ～22年3月	生産 資材	金:公庫による低利融資
(株)ユカシカド	・工場設備の再編 ・設備投資	販売機会の拡大	18年8月 ～23年2月	食品 加工	金:A-FIVEの出資
(株)農業情報設計社 ※事業参入	・自動運転関連機械の製造 販売	低価格機械の普及 コストの低減	18年10月 ～21年9月	生産 資材	金:A-FIVEの出資
(株)銀しゃり	・工場設備の再編 ・設備投資	販売機会の拡大	18年10月 ～23年3月	食品 加工	金:A-FIVEの出資 税:設備投資にかかる割増償却
花咲ふくい 農業協同組合	・カンントリーエレベーターの 集約化	安定集荷、販売および 生産者手取りの向上	18年12月 ～21年12月	流通	金:公庫による低利融資 税:設備投資にかかる割増償却

資料 第1表に同じ

(注) 1 金=金融支援、税=税制特例。

2 認定時の社名。

事業再編・参入の課題を3点挙げると、第1に想定との乖離、第2に農業者の所得向上への貢献の不確実性、第3にそれを判断する仕組みの不備がある。

はじめに、農業競争力強化支援法の成立過程で特に強調されていたのは、生産資材では農薬・肥料・飼料・農業機械、流通加工では米卸・製粉等の業界再編であったが、第2表に示したように想定した業界再編のうち飼料・肥料での活用は見られるが、その他の業界再編には同法は活用されていない。

また、同法を利用する事業者の多くが近年急速に事業を拡大しており、同法がなくても合併等を進めていたのではないかと考えられることも事業再編の促進という点で疑問がある。

したがって、現在行われている事業再編が支援法の当初の目的に十分に合致しているかについては、今後、農薬・農業機械・米卸・製粉等の業界の動向も見ながら確認が必要である。

次に、事業主体が作成した事業再編計画書には、事業再編計画の実現で販売機会の拡大、コストの低減、長期契約が生じ、結果的に農業者の販売機会の増加や所得向上が生じ、農業経営の安定・発展に寄与するとしているが、^(注8)実際には事業再編を行えば、必ず農業者の所得の向上につながるというわけではない。

例えば、ある事業主体が2つの工場をそれ以前と比べて能力の上回る1つの大規模工場に集約し、原料調達や生産量を増やし

て生産コストを削減しても、それが直ちに製品価格の引下げに向けられ農業者の所得向上に寄与するとは限らない。コスト削減分は事業主体の利益の増加となる可能性もあるだろう。また、原料調達を増やす際に、むしろ農業者の農作物を買いたたく可能性もないとは言えない。

こうしたことを考えれば、個々の事業再編・参入が農業者の支援につながるのか見きわめることが重要であるが、そのための十分な仕組みがない点も、同法の課題である。

すなわち、同法では事業再編計画を主務大臣（農林水産大臣もしくは経済産業大臣）が認定するのであるが、計画が農業競争力強化のための支援に資するか否かを判定する項目がないため、農業者の農業の競争力強化を支援する事業再編が確保される仕組みとはなっていない。^(注9)

農業競争力強化支援法は、農業関連産業の事業者の事業再編による合理化には資すると見られるが、それが農業者の競争力強化につながるのかどうかは自明ではない。また、現在のところ法律の制定過程で再編が必要とされた業界には十分に活用されているとは言えない。なにより、その運用が農業者の競争力強化への支援という点で適切となるように担保する仕組みがないことが問題であると考ええる。

(注8) 一例として「オイシックスドット大地株式会社の事業再編計画の概要」（17年9月21日）から抜粋すると「顧客の拡大等による時短ミールキット商品の需要増加に対応し、製造工場の生産力を2.5倍に増強する等により、付加価値のある商品の開発・生産及び販売の拡大を図り、農

産物の調達量の増大等を通じた生産者の経営の安定・発展への寄与」となっている。

(注9) 農林水産省生産局技術普及課担当者からの聞き取りによると、認定を受けた事業再編・参入計画が想定どおりに進んでいない場合も、その時点で直ちに認定の取消しはしないという判断をしている。

b 土地改良法の改正 (2017年)

従来、基盤整備事業には農業者の申請や同意、費用負担が必要であったが、法改正に伴い開始された農地中間管理機構関連農地整備事業（以下「機構関連整備事業」という）では、農地中間管理機構が借り入れた農地は農家の費用負担や同意なしで基盤整備が可能となった。

機構関連整備事業は都道府県が事業主体であり、事業費の負担割合は国62.5%、県27.5%、市町村10.0%、農家は0.0%である。事業はすでに開始されており、18年度は16道県の33地区で実施予定である（日本農業新聞2018年6月5日付）。

機構関連整備事業については、実施要件^(注10)の厳しさや、換地計画に課される要件（受益地区内に農地を所有する参加資格者の3分の2以上の同意が必要）が進行を妨げるとの見方があったものの、各地で検討が進められている。

ただし、地域内の合意形成が必要となる換地の問題等から、申請を行うのは合意が比較的容易である小規模な土地改良区や土地改良区の一部にとどまると見られる。また、国や都道府県の予算で事業が行われるため、事業の実施には時間を要する。

そのため、機構関連整備事業は、農地の

集積・集約化に貢献する面はあるものの、目に見える集積率の押し上げ効果は限定的であると考えられる。

また、確かに農地の基盤整備を農業者の負担なしで行うことができる点では重要な改正であったが、農業者の所得向上については、実際に基盤整備後に農業が開始されるまで効果は分からないため、結果を判断するには更なる時間を要する。

(注10) 農地中間管理機構関連農地整備事業実施要領（29農振第2690号）によると、事業対象農地のすべてで農地中間管理機構が農地中間管理権（農地中間管理機構の利用権）を有すること、事業対象農地面積は10ha以上（中山間地5ha以上）、農地中間管理権の設定期間が、事業計画の公示日から15年以上あること、事業対象地の8割以上を事業完了後5年以内に担い手に集団化すること、事業実施地域の収益性が事業完了後5年以内に20%向上することなどが条件である。

c 主要農作物種子法の廃止

主要農作物種子法（種子法）は、水陸稲・麦類・大豆の優良な種子の生産と普及を目的に1952年に制定された。都道府県は同法に基づいて普及すべき奨励品種を指定して原原種・原種・一般種子の生産と安定供給を行ってきた。

しかし、良質で低廉な種子の供給を妨げているとして17年に種子法の廃止が可決成立し、18年から実施されている。

種子法の廃止は、都道府県が種子生産に関わる予算を地方交付税から捻出する根拠が失われ種子事業の継続が困難になる点、民間企業への「知見」流出を促進する恐れがある点、都道府県の管理が弱まり種子の安全基準の管理や安定調達に支障が生じる

第3表 各都道府県の種子法への対応

	内訳(県名)	備考
条例を制定して 自県で生産	5県 (埼玉、山形、 富山、新潟、 兵庫)	埼玉:在来種の生産の維持に県が協力する方針を明記
		山形:種子の安定的な供給やほ場確保での県の財政上の措置を明記
		富山:種子の品質確保や生産量を高めるための拠点施設の設置を明記
要綱等を整備して自県で生産	38道府県	北海道・長野:条例を検討
他の団体(協会)に移管	3府県	
その他	1都	

資料 農林水産省、北海道庁Webページより作成

点等から問題視されている。

種子法廃止1年目の都道府県の対応は、分かれている。すでに埼玉・新潟・兵庫・富山・山形の5県では、独自に条例を制定して種子を自県で継続して供給する方針を示している。北海道・長野県でも条例を検討している(第3表)。

これに対して大阪・奈良・和歌山の3府県では、種子に関する事業から県が手を引き、事業を種子協会に移管している。

すでに制定された条例の一部は、新たに地域独自の項目を盛り込んでいる。例えば埼玉県では、種子法にはなかった在来種の生産の維持にも県が協力する。山形県では、種子の安定的な供給やほ場の確保で県の財政措置を明記している。富山県では、種子の品質確保や生産量を高める拠点施設の設置に関する記載が条例にある。今後、種子に関する条例が制定されると見られる北海道では、小豆など地域農業の輪作体系に含まれる種子も対象に加えている。

農業競争力の強化を目的に廃止された種

子法であったが、危機感をもって捉えた地域では農業者、農業者団体の意見を反映しながら地域の実態に合わせ対応^(注11)を検討し、条例を定めることで種子の生産に地方自治体が関与する姿勢を明確化している。全国一律の基準で政策を推し進める農業の競争力強化に対する地域独自の対応を、種子法廃止から確認すること

ができる。

以上、3つの法律を例にとり、17年に成立した法律の実施状況と法律の廃止に伴う対応を確認してきたが、いずれも現状では農業の競争力強化に貢献していると判断することが難しい。

農業競争力強化を目的とした法律の有効性を検証するには、更なる時間が必要であり、実施状況についても引き続き確認していく必要があるだろう。

(注11) 北海道では17年4月に北海道種子協議会の下に、道庁、農業団体、試験場などで構成される「種子生産の在り方検討部会」を設置し議論を深め、同年7月に「主要農作物種子法廃止後の本道における種子生産の対応方向について」を取りまとめている(北海道庁Webページ)。

(3) 2018年成立法と論点

次に18年に成立した土地改良法の改正、卸売市場法等の改正、農業経営基盤強化促進法等の改正に着目し、各法改正に内在する課題や論点を指摘したい。

a 土地改良法の改正（2018年）

慣例で貸借地の所有者が土地改良区の事業主体である地域^(注12)において、所有者から耕作者への資格交代を促進する目的で法改正^(注13)された。場合によっては所有者に准組合員（新設）の資格を付与し、賦課金・夫役の一部を所有者にも分担させることで、耕作者のみに基盤整備事業の負担が偏らないような措置も可能になる。

今回の法改正は、現状のままでは土地持ち非農家の増加により、土地改良施設の維持管理や更新等を適切に行うことが困難となる懸念が政府にはあり、耕作者が主体となった土地改良区への転換を目指したものである。

資格交代の手続きは農業委員会の承認制から届出制に変更して簡素化し、理事の5分の3を耕作者として、耕作者主体の組織再編を進める。

さらに、組合員数の減少に対応して、総代会の設置要件をこれまでの200人から半分の100人超と改めている。総代選挙も選挙管理委員会の管轄から外して改良区が管理する。

併せて複数の土地改良区が連合し行う小水力発電等の附帯事業の拡大や、財政面での健全性の維持を目的に複式簿記の導入も行う。

法改正は、農地を賃借して事業規模を拡大する耕作者の増加に伴う構造変動に対応している。現在のように地域により組合員の構成が耕作者、所有者に分かれている状態を改め、耕作者が主体の土地改良区への

移行を進め、必要な基盤整備事業への着手を円滑に進めることができれば、農業者の所得向上にもつながる可能性がある。

他方、耕作者主体の土地改良区とすることによる組合員の減少は同法でも想定していたが、想定を上回る減少で運営上の問題が発生し、再び所有者を組合員とした事例（亀岡（2018））もあり、耕作者主体の運営に変更するだけで改良区の抱える問題が解消されるとは限らないだろう。

(注12) 貸借地における土地改良区の組合員については、北海道・東北・北陸・沖縄では耕作者の割合が高く、関東・東海・近畿・中国四国・九州では所有者の割合が高いとされ地域差が存在する（農林水産省農村振興局「土地改良法の改正について（土地改良区の在り方）」（18年6月））。

(注13) 貸借地で土地改良区の事業参加資格を有するのは耕作者であるが（土地改良法、第3条第1項第2号）、事業の費用負担や従来の地域慣行で所有者が事業参加者となっているため、法改正が必要とされた。

b 卸売市場法等の改正

法改正は、農林漁業者の所得向上と消費者ニーズへの的確な対応に向け、卸売市場を含めた広範な流通構造改革を目指して行われた。食の安定供給のために設立された卸売市場制度を、競争力強化政策の枠組みで再編した事例と言えよう。

改正により、卸売市場への国の関与は小さくなる。農林水産大臣は卸売市場開設者の認定を引き続き行うが、卸売業者の許可は不要となる。中央卸売市場の開設者は地方公共団体に限定されず、民間企業が中央卸売市場を開設することも可能になる。ただし、地方公共団体の多くは引き続き中央^(注14)卸売市場開設に関わり続けるとしている。

また、中央卸売市場が取引規則である「第三者販売の原則禁止」「直荷引きの原則禁止」「商物一致の原則」等が廃止された。卸売業者が取引数量の大小などで出荷者を区別することを禁じる「差別的取扱いの禁止」、卸売業者が出荷者からの販売委託の申込みを理由なく拒否することを禁じる「受託拒否の禁止」は維持された。

さらに、産地に支払う奨励金や出荷者側が負担する委託手数料などをウェブ上で公開し取引の透明化を図り、産地がより有利な販路を選択できる仕組みが導入される見込みである。取引の透明化により、より有利な販売先等を見つけることができる農協などでは、農業者の所得向上につながる可能性もあり、法改正の影響は地域によってばらつきが出るものと考えられる。

「第三者販売の原則禁止」の廃止では、卸売業者がスーパーや食品加工会社に対して直接販売を行うことで取引が活性化するという想定がある。これに対しては、小規模な仲卸業者が卸売業者から安定的に商品を調達することを困難にするとの見方、仲卸業者が「直荷引きの原則禁止」の廃止によって小ロットの青果物を仕入れることで影響は限定的との見方もある。

新たな中央卸売市場や地方市場の認定は19年12月から受付を開始し、改正卸売市場法が施行されるのは20年6月となっている。農業者の所得向上に資する法改正となっているのかについては、現状では判断が難しいため、今後も動向を注視していく必要がある。

(注14) 法改正の背景等については一瀬（2018）。

c 農業経営基盤強化促進法等の改正

全農地面積の2割相当が相続未登記地であり、この未登記地の存在が農地の集積・集約化の障害であるとの問題認識から、相続未登記共有地の相続人1人の判断で農地中間管理機構に農地を貸し付ければ、すべての所有者が同意したものと「見なす」変更が行われた。

さらに、そのような利用権設定の場合、10年以上の貸借期間が必要となる農地中間管理機構の実態に合わせ、相続未登記農地の利用権の設定期間の上限を5年から20年に延長している。

法改正により、農地の集積・集約化の障害となる相続未登記問題の解決に必要な時間を稼ぐことが可能になるかもしれない。

なお、この点に関連して内閣府の経済財政諮問会議が18年6月に提出した「経済財政運営と改革の基本方針2018」では、2020年までに相続登記の義務化や管理できない土地の所有権放棄に向けた制度を創設しているとしている。

このように3つの法改正を見ると、卸売市場法等の改正が卸売市場を競争力強化政策に再編するための法改正であった一方で、農業経営基盤強化促進法等の改正と土地改良法の改正は農業構造の変動により生じている現場の課題を踏まえた法改正であったと言える。

これらの法律が農業者の所得向上に及ぼす具体的な影響は、地域による差異も含め、

施策が実施されるなかで見えてくるだろう。

3 政策の継続と「見直し」

(1) 継続する競争力強化

18年は規制改革推進会議と未来投資会議の提言を受けて農林水産省が策定した「活力創造プラン」に基づいて、前年に積み残されていた農業の競争力を目的とした法律の改正が進んだ（第4図）。

新たに6月に策定された未来投資会議の

（注15）
「未来投資戦略2018」では、スマート農業の推進が鮮明となり、19年度農林水産関係予算概算要求にスマート農業加速化実証プロジェクト予算が新設された。

これを受け11月に規制改革推進会議が作成した「規制改革推進に関する第4次答申」にスマート農業が加えられ、政府がスマート農業を推進する姿勢が明確化された。今後スマート農業は、農業者の農地や水管理の負担軽減、機械の自動化など労働力の確保が困難になっている部門を中心に進むと

第4図 2018年の農業政策をめぐる主な動き

		主な農業政策の動き	未来投資会議・規制改革推進会議等の動き	TPP/EPA関連の動き
17年	11月	(農)相続未登記農地等の活用検討に関する意見交換会 「相続未登記農地等の利用の促進(案)」	(内)規制改革推進会議 「卸売市場を含めた流通構造の改革を推進するための提言」	TPP11協定の大筋合意
	12	(農)農林水産省・地域の活力創造本部 「農林水産省・地域の活力創造プラン」3次改訂		
18	5	通常国会 ○卸売市場法等の改正 ○農業経営基盤強化促進法等の改正 (農)農林水産省・地域の活力創造本部 「農林水産省・地域の活力創造プラン」4次改訂		
	6	○土地改良法の改正 ○農業取締法の改正 ○都市農地法等 審議入→可決・成立	(官)未来投資会議「未来投資戦略2018」 ○25年までに農業の担い手のほぼすべてがデータを活用した農業を実践 ○遠隔監視無人自動走行を20年までに実現 (内)経済財政諮問会議 「経済財政運営と改革の基本方針2018」 ○相続登記の義務化、土地を手放すための仕組みを20年までに制度改正	
	7	(農)19年度予算概算要求 ○スマート農業加速化実証プロジェクトを追加		日EU・EPA署名
	9			日米関税交渉を開始
	10	(財)財政制度等審議会 ○農地中間管理機構の見直しを提言	(内)規制改革推進会議 ○農業生産性向上のための先進技術の導入等に向けた規制の総点検 ○農業生産性向上のための農地有効利用推進	日EU・EPAを閣議決定 →19年2月発効予定
	11	臨時国会 ○GI法の改正 ○出入国管理法の改正 (農)農林水産省・地域の活力創造本部 「農林水産省・地域の活力創造プラン」5次改訂 ○農地中間管理機構の見直し ○スマート農業の推進 審議入→可決・成立		
	12			TPP11発効(予定)

資料 農林水産省、首相官邸、内閣官房、財務省、日本農業新聞より作成

見られる。

11月の臨時国会では、新たに出入国管理及び難民認定法及び法務省設置法の一部改正（以下「出入国管理法の改正」という）の動きも見られた。「特定技能1号」「特定技能2号」を新設し、外国人労働者の受入れ^(注16)に向けて規制緩和する方針になった。在留期間の上限は通算5年とされ、これまでの技能実習制度や農業支援外国人受入事業と比べて生産品目と作業内容が緩和される。これにより、特区で徐々に拡大してきた外国人労働力の使用が、全国区に拡大する^(注17)。外国人労働力の活用は、「農業競争力強化プログラム」にも含まれている項目であり、農業の競争力強化と関連した動きだと言える。

だが、外国人労働力については、賃金未払い、労働内容等の契約違反、失踪等の技能実習制度の課題を抱えたまま、新たな制度を導入する可能性が高い。技能実習制度では雇用環境の劣悪さが指摘されてきたが、十分な議論を踏まえずに12月に出入国管理法^(注18)は改正されている。

TPP/EPAに関連した18年以降の動きを振り返ると、日EU・EPAは7月に署名が行われ、国会での承認を経て19年2月発効予定となっている。TPP11も12月発効予定としており、メガFTAが短期間に2つ発効することになる。今後、交渉が進められる日米FTAでは、これらの先行する交渉の結果が最低基準となる見込みである。

これらの動きとは対照的に地域の主体的な取組みも取り入れつつ再検討されたのが、

農地中間管理事業の「見直し」である。

規制改革推進会議の「規制改革推進に関する第4次答申」では、スマート農業とともに、農地中間管理事業の「見直し」として地域の話合いによる農地の利用調整である「人・農地プラン」を重視する姿勢を示し、18年11月の「活力創造プラン」5次改訂にも盛り込まれている。

20年3月に新たな「食料・農業・農村基本計画」の発表が予定されるなかで、地域の実情を活用した「見直し」は重要な変化になると考える。そこで、次項では農地中間管理事業の「見直し」について考えてみたい。

(注15) 農林水産省ではスマート農業を「ロボット技術やICTを活用して超省力・高品質生産を実現する新たな農業」と定義している（農林水産省Webページ）

(注16) 農業分野の対象は「特定技能1号」に限定されており、派遣労働力も可能となっている。

(注17) 農業分野の特区として新たに18年3月に愛知県、京都府、新潟市、6月に沖縄県が認定され、これを受けて特区では複数の農業業者で働く外国人労働者が新たに誕生している。

(注18) 外国人労働力受入れの背景や制度の限界は石田（2018）がまとめている。

（2）政策の「見直し」

——農地中間管理事業における「人・農地プラン」の活用——

農地の集積・集約化を促進する農地中間管理事業は、13年の「活力創造プラン」に国内外の需要を取り込むための輸出促進、地産地消、食育等の推進、6次産業化の推進、経営所得安定対策の見直しおよび日本型直接支払制度の創設などとともに盛り込まれた。13年12月には農地中間管理2法が

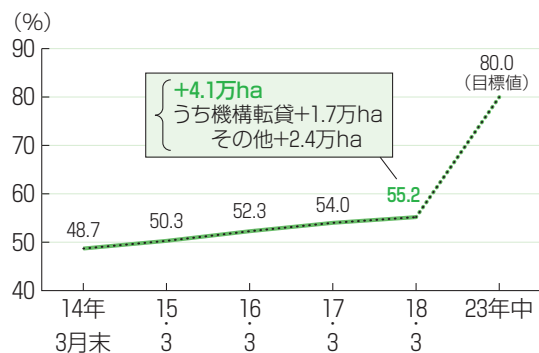
成立し、14年度から農地の集積・集約化を目的に事業が開始された。

農地中間管理事業では、都道府県単位に設置された農地中間管理機構が主導して農地の所有者から農地を借り、市町村等には委託できない。また、貸付先を決定する際も公募した借入希望者のなかから農地中間管理機構が決定し、農業委員会等の許可は必要としない。

農地中間管理2法の枠組みでは、公募により新規参入を目指す企業等への貸付促進も目指しており、その一方で「人・農地プラン」のように農地の利用調整において地域の主体性を尊重する姿勢は弱められたとされる（小針（2014））。

しかし、農地中間管理事業を軸として「担い手」への農地の集積は、政策の思惑どおりには進んでいない。「担い手」への農地の集積率は18年3月末に55.2%まで上昇したが、「活力創造プラン」が目標とする23年中8割はこのままのペースでは難しく、集積に果たす農地中間管理機構の役割も部分的である（第5図）。17年から18年に増加した

第5図 全耕地面積に占める「担い手」の利用面積



資料 第1表に同じ

「担い手」の利用面積4.1万haのうち農地中間管理機構からの転貸（以下「機構転貸」という）は1.7万haであり、農地利用集積円滑化事業0.6万ha、相対（推計）0.9万ha等も利用されている。^(注20)

さらに、農地中間管理機構に期待された外部からの企業参入による農地の集積・集約化も限定的である。14～17年度の機構転貸を集計すると、8万6,594経営体のうち、^(注21)地域（借受者を募集した区域）内の農業者が8万3,232で96.1%を占める。地域外の参入者3,362の内訳は個人2,284、法人1,078、法人のうち株式会社・特例有限会社等の企業が678で全体の0.8%である^(注22)（第4表）。この地域外の企業には、隣接地域の企業が多く含まれると推定される。^(注23)

以上の実態を踏まえ、農地中間管理機構が主体となった農地の集積・集約化が5年目を迎え、「見直し」が進む過程では、地域の話合いにより農地の利用調整である「人・農地プラン」への関心が再び高まることとなった。

18年10月の財務省財政制度等審議会で

第4表 農地中間管理機構から農地を借り入れる農業者の内訳

(単位 人または法人、%)		
	農業者数	割合
合計	86,594	100.0
うち地域外からの参入者	3,362	3.9
個人	2,284	2.6
法人	1,078	1.2
うち企業	678	0.8

資料 第1表に同じ

- (注) 1 農業者数は15～18年の各年3月末時点の農業者数の延べ数であり重複を含む。
2 複数の地域や都道府県をまたぐ農業者は重複して集計されている可能性がある。

は、農地中間管理事業以外の農地の集積・集約にも触れたうえで、農地の集積・集約化は顔の見える関係がポイントであると指摘した。^(注24)

その後作成された「活力創造プラン」5次改訂では、農地中間管理機構が農地の集積・集約化に向けて地域の特性に応じて、市町村、農業委員会、農協、土地改良区等の多様な組織と一体となって活動する旨が盛り込まれた。

地域の話合いで農地の利用を考える「人・農地プラン」の重視は、政府主導の上からの農業政策から、地域主体の下からの農業政策への歩み寄りと見ることもできる。運用に農地の集積に実績のある農業委員会や農協が加わった点も、実態に合わせた変更と指摘できる。

一方、財政制度等審議会の資料では「人・農地プラン」だけではなく、農地利用集積円滑化事業、集落営農事業等を事例に、農地の集積・集約化には多様な方法があると指摘していたが、規制改革推進会議の答申や「活力創造プラン」5次改訂にはこうした多様な方法は盛り込まれていない。むしろ農地利用集積円滑化事業をなくし農地中間管理機構に一本化するとしており、今までの路線を継承している。

また、権利設定の簡素化などで農地貸借までの期間を短縮する方針も示しているが、そもそも受け手の確保が困難な中山間地の事業については議論の対象に上がっておらず、課題として残された。

農地中間管理事業は、安倍政権の農業政

策における中心的な政策として進められてきた。17年の土地改良法の改正による基盤整備事業との連携も、農地中間管理事業を活用した農地の集積・集約化の推進を目的としていた。このような政府が進める農業政策の中核的な事業である農地中間管理事業の「見直し」で、「人・農地プラン」といった地域の主体的な取組みを重視する姿勢が見られたことは18年の農業政策の特徴の1つであったと言える。

しかし、あくまでも農地の集積・集約化の軸は農地中間管理機構にあり、実態に合わせた多様な農地の集積・集約化を認めていない点で、地域の主体的な取組みは制約されている。

(注19) 筆者による複数の県の農地中間管理機構での聞き取りからは、すでに平場の「担い手」への農地集積が可能などでは進んだため、分散した農地の集約に軸足を移しているとのことである。

(注20) 農地の集積において、農地利用集積円滑化事業主体の都道府県が4道県ある。農林水産省が作成した「農地中間管理事業の5年後見直しについて Ⅲ農地バンク事業の手続等の現状と課題」(18年11月)による。

(注21) 借受けをした募集区域の範囲は、市町村単位、旧市町村単位や「人・農地プラン」単位で任意に設定されている。募集区域の設定は岡山県の場合、市町村の意見を聞いて決めている。

(注22) 農地中間管理機構の転貸先の地域外の企業は15年3月末53社から18年3月末268社、地域内は369社から1,732社に増加している。なお、企業参入は15年の2,344社から17年の3,030社に増加しており(農林水産省「一般企業の農業への参入状況」〔17年12月末〕)、機構の利用が増加に寄与していると見られる。

(注23) 借受募集区域は同一市町村内に複数設定されている場合もあり、このような農業者が地域外の企業に分類されていると想定される。

(注24) 財務省の財政制度等審議会財政制度分科会で使用された資料(「農林水産」〔18年10月16日〕)では、安藤光義(2018)「農地中間管理事業を活用

した農地利用集積推進の現状と課題』『土地と農業』を用い、人・農地プランや地域農業マスタープランの作成、円滑化事業、集落営農事業、生産調整の集落での話し合いといった顔の見える関係が重要であると指摘するが、安藤は以前から同様の指摘をしている。例えば安藤（2016）。また小針（2015）にも同様の指摘がある。

4 政策の「見直し」で変わりつつある地域の役割

農業の競争力強化を目的とした農業政策は、規制改革推進会議や未来投資会議の示すビジョンに基づいて着実に進められており、19年以降も継続する可能性が高い。しかし、その目指す将来の農業像は明確ではない。農業の競争力強化を農業者の所得向上に向けた支援と位置づけている以上、農業者との関係で政策の有効性を考えていくことが必要である。

本稿では17～18年に農業の競争力強化を目的に可決成立した法律を中心に、運用の過程などでどのような課題が発生するのか、もしくは発生すると想定されるのかを検討してきた。いずれの法律も今後の動きを見なければ、農業の競争力強化の目的に資するものであるのかという結論を出すことはできない。農業者の所得向上が農業競争力の目的であるにもかかわらず、実質的には想定とは異なる農業関連生産事業者の支援となっている農業競争力強化支援法や、運用が開始されれば農業者の取引にどのような影響を与えるのかの判断が難しい卸売市場法等の改正等については、今後も注視していく必要がある。

一方、本稿で取り上げた種子法の廃止に伴う道県等の条例・条例案は、地域の農業者、農業団体の声を聞きながら個々の事情に合わせて策定されており、農業競争力強化の動きに対して、地域が独自の対応を取った事例と言える。なかには、旧種子法の対象ではない作目も条例に含めたケースもあり、地域の声をどのように取り込むかにより、対応は大きく分かれている。

農業政策の「見直し」でも、地域の取組みの重要性が再認識されつつある。農地中間管理事業の「見直し」では、規制改革推進会議が「人・農地プラン」を重視する方針を示した。外部からの企業参入の推進が必ずしも進まないなかで、地域の主体的な取組みが、むしろ農地の集積・集約化を進めているという実態に基づいた「見直し」と言える。

ただし、以上の動きをもって地域主導への転換と捉えるのは早計である。国が主導する農業政策の枠組みのなかに地域のこれまでの取組みが位置づけられたにすぎない。種子法の廃止に伴う対応に見るように、予算が限られるなかで地域の農業者、農業団体等が主体となり、新たに地域主導の取組みを進めることが地域の実情に合った農業政策を実現していくうえで重要になると考える。

<参考文献>

- ・安藤光義（2016）「農地中間管理機構の現状と課題」『日本農業年報62 基本計画は農政改革とTPPにどう立ち向かうのか——日本農業・農政の大転換——』農林統計協会
- ・石田一喜（2018）「新たな在留資格『特定技能』の

概要—農業分野における外国人の受入れに着目して—『農林金融』12月号

- ・一瀬裕一郎(2018)「最近の卸売市場を取り巻く諸情勢」『農林金融』7月号
- ・岩元達弘(2017)「平成29年度農林水産関係予算について」『ファイナンス』5月号
- ・植田展大(2018)「農業競争力強化に向けた制度改革と農業政策の課題」『農林金融』1月号
- ・亀岡鉦平(2018)「農地集積の進展と土地改良区組合員資格問題への対処—岩手県夏川沿岸土地改良区の事例—」『農中総研 調査と情報』web誌、11月号
- ・小針美和(2014)「動き出す農地中間管理機構と現場からの示唆」『農林金融』6月号

- ・小針美和(2015)「農地中間管理機構初年度における農地集積の動向—求められる詳細な分析にもとづく政策評価—」『農林金融』7月号

- ・田代洋一(2017)「農業競争力強化プログラム関連法は何を狙うか(1) 農業競争力強化支援法で農業所得は増大するか」『文化連情報』7月号

- ・堀千珠(2017)「特集 始動! 農業強化の支援法 新たなステージを迎えた農政改革」『AFC Forum』8月号

- ・前田努(2018)「農林水産関係予算について」『ファイナンス』3月号

(うえだ のぶひろ)

発刊のお知らせ

農林漁業金融統計2018

A4判 193頁
頒 価 2,000円(税込)

農林漁業系統金融に直接かかわる統計のほか、農林漁業に関する基礎統計も収録。全項目英訳付き。

編 集…株式会社農林中金総合研究所
〒151-0051 東京都渋谷区千駄ヶ谷5-27-11 TEL 03(6362)7753
FAX 03(3351)1153
発 行…農林中央金庫
〒100-8420 東京都千代田区有楽町1-13-2

〈発行〉 2018年12月



寺西俊一・石田信隆・山下英俊
編著

『農家が消える
——自然資源経済論から
の提言——』

刺激的なタイトルだが、決して大げさではない。常に語られる農業・農村の衰退ではなく「農家」に着目した点に意味がある。

2005年農林業センサスから「農業経営体」という概念が登場したように、いまや農業経営は必ずしも家族によって担われるものでなくなった。貿易自由化などを背景に競争力強化が叫ばれ、政策的にも大規模化や法人化が促されている。基幹的農業従事者が200万人を割り込んだというだけでなく、農業構造の変化や政策動向も踏まえれば「農家の消滅」にはリアリティーがある。

企業的農業と家族農業の違いは、土壌や水、生態系などの自然資源との関係に反映される。短期的な利益を優先すれば、農業は資源収奪的になろう。規模の経済を追求するモノカルチャー（単作）、化学物質やかんがい技術を駆使した近代農法は物質循環や生態系を乱し、地力低下や水源の枯渇を招く。いったん崩れた自然のバランスは回復困難であり、企業は新たな収益機会を求めてその土地を去ることになる。

一方、地域に根を下ろして生産と生活を一体的に営む「農家」に収奪型農業は許されない。目先の収益性は低くても、持続可能性が生存の条件である。本書では「生存

保障としての自然」が論じられている。

そのような農林水産業は地域の社会関係資本（人間的つながり）によって支えられている。「コモンズ」（狭義では共有地を指すが、ここでは森林や漁場などの自然資源を共同利用する仕組み）は農山漁村のコミュニティを基盤として成立する。「人と自然」「人と人」という二つの関係性が「社会—生態システム」として結びつく。

ただし、現代では地元住民だけでなく、都市住民らを含む多様な主体の関与が求められる。自然資源の保全はローカルな問題にとどまらず、ナショナルな、あるいはグローバルな課題になっているからである。

半面、地域資源の賢明な活用は内発的発展（外部からの投資や開発に依存しない自立的発展）を可能にする。本書では、国内に加え欧州各地における環境・景観保護、農山村再生、再生可能エネルギー導入などの豊富な事例が紹介されている。これらは欧州連合（EU）の共通農業政策（CAP）などの政策に支えられているが、個々の事業活動は市民が出資・参画する社会的企業や協同組合によって担われている点も重要なポイントであろう。

「あとがき」で述べられたとおり、明治維新から150年、日本における近代化とは何であったのかが問われている。「坂の上の雲」に巻かれ視界を失った今、進むべき道を考えるヒントが本書には詰め込まれている。

——みすず書房 2018年10月

定価3,500円（税別）320頁——

（特任研究員 行友 弥・ゆきとも わたる）

統計資料

目次

1. 農林中央金庫 資金概況 (海外勘定を除く)	(51)
2. 農林中央金庫 団体別・科目別・預金残高 (海外勘定を除く)	(51)
3. 農林中央金庫 団体別・科目別・貸出金残高 (海外勘定を除く)	(51)
4. 農林中央金庫 主要勘定 (海外勘定を除く)	(52)
5. 信用農業協同組合連合会 主要勘定	(52)
6. 農業協同組合 主要勘定	(52)
7. 信用漁業協同組合連合会 主要勘定	(54)
8. 漁業協同組合 主要勘定	(54)
9. 金融機関別預貯金残高	(55)
10. 金融機関別貸出金残高	(56)

統計資料照会先 農林中金総合研究所調査第一部
TEL 03 (6362) 7752
FAX 03 (3351) 1153

利用上の注意 (本誌全般にわたる統計数値)

- 1 数字は単位未満四捨五入しているので合計と内訳が不突合の場合がある。
- 2 表中の記号の用法は次のとおりである。
「0」 単位未満の数字 「-」 皆無または該当数字なし
「…」 数字未詳 「△」 負数または減少
「*」 訂正数字 「P」 速報値

1. 農林中央金庫資金概況

(単位 百万円)

年 月 日	預 金	発行債券	そ の 他	現 金 預 け 金	有価証券	貸 出 金	そ の 他	貸借共通 合 計
2013. 10	48,709,144	4,258,663	25,458,037	6,591,823	49,259,923	16,485,051	6,089,047	78,425,844
2014. 10	50,971,963	3,769,455	29,389,946	9,638,396	52,056,373	17,153,066	5,283,529	84,131,364
2015. 10	54,536,406	3,342,266	35,042,809	11,567,755	58,583,961	17,746,573	5,023,192	92,921,481
2016. 10	61,068,170	2,719,058	31,731,749	24,966,767	53,911,953	11,765,775	4,874,482	95,518,977
2017. 10	65,120,611	2,044,802	39,305,152	25,223,162	57,362,651	10,571,423	13,313,329	106,470,565
2018. 5	66,006,531	1,687,489	34,499,724	26,573,588	51,871,264	10,640,995	13,107,897	102,193,744
6	67,168,178	1,644,713	34,949,120	28,020,854	51,802,226	11,067,971	12,870,960	103,762,011
7	66,847,776	1,601,665	34,256,456	27,405,290	51,471,582	11,399,305	12,429,720	102,705,897
8	66,557,692	1,558,640	33,486,370	24,174,612	51,554,384	11,915,002	13,958,704	101,602,702
9	66,780,674	1,515,522	36,201,096	25,841,894	53,959,073	12,571,108	12,125,217	104,497,292
10	66,608,446	1,472,401	33,112,315	25,078,411	52,214,512	12,995,275	10,904,964	101,193,162

(注) 単位未満切り捨てのため他表と一致しない場合がある。

2. 農林中央金庫・団体別・科目別・預金残高

2018年10月末現在

(単位 百万円)

団 体 別	定期預金	通知預金	普通預金	当座預金	別段預金	公金預金	計
農 業 団 体	55,513,407	-	2,710,177	69	4,210	-	58,227,864
水 産 団 体	1,865,408	-	119,485	1	56	-	1,984,950
森 林 団 体	1,816	-	5,258	-	203	-	7,277
そ の 他 会 員	2,069	-	14,038	-	-	-	16,107
会 員 計	57,382,700	-	2,848,959	71	4,469	-	60,236,199
会 員 以 外 の 者 計	459,641	14,012	405,959	79,978	5,379,439	33,218	6,372,248
合 計	57,842,341	14,012	3,254,918	80,049	5,383,908	33,218	66,608,446

(注) 1 金額は単位未満を四捨五入しているため、内訳と一致しないことがある。 2 上記表は、国内店分。
3 海外支店分預金計 317,990百万円。

3. 農林中央金庫・団体別・科目別・貸出金残高

2018年10月末現在

(単位 百万円)

団 体 別	証 書 貸 付	手 形 貸 付	当 座 貸 越	割 引 手 形	計
系	1,528,058	105,820	98,837	-	1,732,715
統	8	8	-	-	16
団	34,653	3,025	6,905	10	44,593
体	2,261	2,597	2,124	2	6,984
等	603	600	20	-	1,223
	1,565,584	112,051	107,886	12	1,785,532
	97,592	10,674	43,381	-	151,647
計	1,663,176	122,725	151,267	12	1,937,179
関 連 産 業	3,443,060	43,373	830,873	1,389	4,318,695
そ の 他	6,598,668	2,346	138,387	-	6,739,402
合 計	11,704,904	168,444	1,120,527	1,401	12,995,276

(貸 方)

4. 農 林 中 央 金

年 月 末	預 金			譲 渡 性 預 金	発 行 債 券
	当 座 性	定 期 性	計		
2018. 5	8,829,373	57,177,158	66,006,531	-	1,687,489
6	9,412,590	57,755,588	67,168,178	9,900	1,644,713
7	9,042,454	57,805,322	66,847,776	-	1,601,665
8	8,744,025	57,813,667	66,557,692	-	1,558,640
9	8,805,619	57,975,055	66,780,674	9,900	1,515,522
10	8,736,838	57,871,608	66,608,446	-	1,472,401
2017. 10	8,533,678	56,586,933	65,120,611	-	2,044,802

(借 方)

年 月 末	現 金	預 け 金	有 価 証 券		商品有価証券	買 入 手 形	手 形 貸 付
			計	う ち 国 債			
2018. 5	82,703	26,490,884	51,871,264	11,148,687	8,524	-	159,902
6	36,701	27,984,152	51,802,226	11,128,647	6,114	-	160,588
7	88,249	27,317,040	51,471,582	10,962,059	7,614	-	158,807
8	32,124	24,142,487	51,554,384	11,022,024	5,339	-	163,963
9	66,667	25,775,226	53,959,073	10,784,664	2,839	-	166,747
10	31,299	25,047,111	52,214,512	10,662,171	1,674	-	168,444
2017. 10	60,878	25,162,284	57,362,651	13,291,293	4,330	-	171,113

(注) 1 単位未満切り捨てのため他表と一致しない場合がある。 2 預金のうち当座性は当座・普通・通知・別段預金。
3 預金のうち定期性は定期預金。

5. 信 用 農 業 協 同 組

年 月 末	貸		方		
	貯 金		譲 渡 性 貯 金	借 入 金	出 資 金
	計	う ち 定 期 性			
2018. 5	65,337,928	64,311,001	1,336,468	1,805,226	1,970,726
6	66,511,007	65,267,163	1,443,106	1,965,483	1,970,408
7	66,590,585	65,408,094	1,494,125	1,965,482	1,975,111
8	66,812,627	65,534,142	1,478,665	1,965,482	1,976,207
9	66,484,352	65,427,656	1,380,143	2,051,882	1,976,207
10	66,833,627	65,605,297	1,441,221	2,051,883	1,976,207
2017. 10	64,617,512	63,431,793	1,389,843	1,537,232	1,954,038

(注) 1 貯金のうち「定期性」は定期貯金・定期積金の計。 2 出資金には回転出資金を含む。

6. 農 業 協 同 組

年 月 末	貸			方	
	貯 金			借 入 金	
	当 座 性	定 期 性	計	計	うち信用借入金
2018. 4	34,964,758	66,931,276	101,896,034	622,468	469,224
5	34,565,013	67,156,215	101,721,228	637,615	491,092
6	35,169,654	68,123,302	103,292,956	639,399	500,703
7	34,697,629	68,514,296	103,211,925	642,089	512,041
8	35,197,419	68,508,958	103,706,377	624,358	498,980
9	35,188,877	68,282,196	103,471,073	651,166	532,868
2017. 9	33,104,906	67,662,530	100,767,436	599,715	427,502

(注) 1 貯金のうち当座性は当座・普通・貯蓄・通知・出資予約・別段。 2 貯金のうち定期性は定期貯金・譲渡性貯金・定期積金。
3 借入金計は信用借入金・共済借入金・経済借入金。

庫 主 要 勘 定

(単位 百万円)

コ ー ル マ ネ ー	受 託 金	資 本 金	そ の 他	貸 方 合 計
-	2,042,881	3,480,488	28,976,355	102,193,744
-	2,970,655	3,480,488	28,488,077	103,762,011
-	2,756,536	3,480,488	28,019,432	102,705,897
-	2,736,813	3,480,488	27,269,069	101,602,702
-	2,345,944	3,480,488	30,364,764	104,497,292
-	2,321,662	3,480,488	27,310,165	101,193,162
-	2,258,587	3,480,488	33,566,077	106,470,565

貸 出 金				コ ー ル ン	そ の 他	借 方 合 計
証 書 貸 付	当 座 貸 越	割 引 手 形	計			
9,362,731	1,116,342	2,018	10,640,995	1,130,000	11,969,374	102,193,744
9,795,709	1,109,334	2,339	11,067,971	1,175,000	11,689,847	103,762,011
10,163,132	1,075,726	1,638	11,399,305	818,000	11,604,107	102,705,897
10,676,154	1,073,473	1,411	11,915,002	2,000,000	11,953,366	101,602,702
11,340,214	1,062,698	1,447	12,571,108	1,075,000	11,047,379	104,497,292
11,704,903	1,120,526	1,400	12,995,275	490,000	10,413,291	101,193,162
9,355,312	1,043,374	1,623	10,571,423	1,600,000	11,708,999	106,470,565

合 連 合 会 主 要 勘 定

(単位 百万円)

現 金	借		方				
	預 け 金		コールローン	金銭の信託	有 価 証 券	貸 出 金	
	計	う ち 系 統				計	う ち 金 融 機 関 貸 付 金
63,209	44,230,732	44,177,045	30,000	928,353	17,716,178	7,333,876	1,836,612
63,254	45,649,604	45,604,314	40,000	950,380	17,752,246	7,444,336	1,875,584
70,443	45,508,951	45,456,130	25,000	974,318	17,957,973	7,467,616	1,880,202
66,578	45,379,501	45,324,788	25,000	985,542	18,214,335	7,551,971	1,899,972
67,758	44,851,874	44,807,556	40,000	988,049	18,502,061	7,645,551	1,934,962
64,739	44,821,712	44,768,227	20,000	1,009,002	18,644,943	7,770,922	1,935,626
61,247	43,477,491	43,423,835	15,000	825,999	17,889,185	7,194,377	1,760,925

合 主 要 勘 定

(単位 百万円)

借 方							報 告 組 合 数
現 金	預 け 金		有価証券・金銭の信託		貸 出 金		
	計	う ち 系 統	計	う ち 国 債	計	う ち 公 庫 (農)貸付金	
420,104	77,440,515	77,201,007	3,863,094	1,522,396	21,672,687	162,138	648
424,714	77,108,346	76,857,531	3,833,112	1,490,843	21,761,362	162,811	648
424,589	78,675,178	78,427,799	3,820,068	1,457,908	21,794,236	162,793	648
434,626	78,576,275	78,332,375	3,950,664	1,554,947	21,834,885	162,543	648
437,452	78,894,919	78,633,614	4,029,269	1,601,327	21,859,708	* 163,884	648
412,615	78,597,348	78,336,915	4,097,020	1,653,488	21,871,659	163,789	648
407,755	75,990,806	75,769,076	3,912,720	1,615,538	21,756,806	172,669	654

7. 信用漁業協同組合連合会主要勘定

(単位 百万円)

年 月 末	貸 方				借 方				
	貯 金		借 用 金	出 資 金	現 金	預 け 金		有 価 証 券	貸 出 金
	計	うち定期性				計	うち系統		
2018. 7	2,483,426	1,773,703	32,867	55,572	17,945	1,991,272	1,971,768	80,614	468,409
8	2,452,623	1,749,208	32,867	55,889	17,403	1,960,459	1,941,025	81,642	470,741
9	2,482,544	1,770,450	35,467	55,890	16,409	1,995,189	1,974,301	82,955	468,109
10	2,497,571	1,782,791	35,467	55,909	16,866	2,006,072	1,986,980	83,063	469,381
2017. 10	2,453,362	1,743,109	23,970	55,424	16,257	1,931,900	1,913,234	80,378	482,474

(注) 貯金のうち定期性は定期貯金・定期積金。

8. 漁業協同組合主要勘定

(単位 百万円)

年 月 末	貸 方					借 方						報 告 組合数
	貯 金		借 入 金		払込済 出資金	現 金	預 け 金		有 価 証 券	貸 出 金		
	計	うち定期性	計	うち信用 借 入 金			計	うち系統		計	うち公庫 (農)資金	
2018. 5	769,932	423,704	83,678	58,928	106,011	5,864	775,353	766,318	400	146,304	6,446	77
6	774,537	425,724	84,273	59,824	105,389	5,776	757,882	748,746	400	148,733	6,461	76
7	771,571	425,993	84,701	59,946	98,748	6,509	767,263	758,156	400	146,563	6,384	76
8	767,000	422,524	84,837	60,403	98,810	5,878	763,569	754,864	400	146,704	6,308	76
2017. 8	777,218	421,165	91,374	65,355	107,009	5,893	775,061	765,900	400	153,494	7,368	80

(注) 1 貯金のうち定期性は定期貯金・定期積金。
2 借入金計は信用借入金・経済借入金。
3 貸出金計は信用貸出金。

9. 金融機関別預貯金残高

(単位 億円、%)

		農 協	信 農 連	都市銀行	地方銀行	第二地方銀行	信用金庫	信用組合
残 高	2015 . 3	936 ,872	580 ,945	3 ,067 ,377	2 ,432 ,306	632 ,560	1 ,319 ,433	192 ,063
	2016 . 3	959 ,187	597 ,361	3 ,235 ,087	2 ,482 ,863	642 ,280	1 ,347 ,476	195 ,607
	2017 . 3	984 ,244	622 ,288	3 ,433 ,657	2 ,543 ,180	657 ,873	1 ,379 ,128	199 ,392
	2017 . 10	1 ,011 ,727	646 ,175	3 ,504 ,783	2 ,545 ,038	662 ,326	1 ,410 ,371	202 ,809
	11	1 ,012 ,066	646 ,679	3 ,550 ,005	2 ,553 ,928	662 ,581	1 ,407 ,147	202 ,405
	12	1 ,023 ,172	654 ,944	3 ,489 ,735	2 ,583 ,346	670 ,574	1 ,421 ,840	204 ,525
	2018 . 1	1 ,017 ,769	650 ,320	3 ,535 ,579	2 ,562 ,605	662 ,674	1 ,410 ,888	203 ,329
	2	1 ,019 ,417	651 ,133	3 ,544 ,445	2 ,568 ,001	663 ,535	1 ,414 ,939	203 ,618
	3	1 ,013 ,060	648 ,140	3 ,593 ,112	2 ,620 ,107	668 ,302	1 ,409 ,772	203 ,399
	4	1 ,018 ,960	654 ,510	3 ,674 ,060	2 ,617 ,960	673 ,110	1 ,423 ,775	204 ,513
	5	1 ,017 ,212	653 ,379	3 ,705 ,121	2 ,634 ,961	647 ,247	1 ,417 ,632	203 ,338
	6	1 ,032 ,930	665 ,110	3 ,625 ,978	2 ,656 ,147	655 ,141	1 ,434 ,210	205 ,749
	7	1 ,032 ,119	665 ,906	3 ,652 ,310	2 ,629 ,287	648 ,906	1 ,428 ,333	205 ,194
	8	1 ,037 ,064	668 ,126	3 ,638 ,160	2 ,631 ,747	649 ,557	1 ,432 ,528	205 ,939
9	1 ,034 ,711	664 ,844	3 ,648 ,840	2 ,637 ,998	654 ,304	1 ,437 ,739	206 ,812	
10 P	1 ,039 ,743	668 ,336	3 ,667 ,003	2 ,619 ,863	649 ,187	1 ,434 ,996	206 ,130	
前 年 同 月 比 増 減 率	2015 . 3	2 .4	4 .5	4 .3	3 .2	2 .9	3 .0	2 .9
	2016 . 3	2 .4	2 .8	5 .5	2 .1	1 .5	2 .1	1 .8
	2017 . 3	2 .6	4 .2	6 .1	2 .4	2 .4	2 .3	1 .9
	2017 . 10	3 .0	4 .6	6 .2	2 .7	2 .2	2 .3	1 .9
	11	3 .0	4 .6	5 .7	2 .4	2 .2	2 .2	2 .0
	12	2 .9	4 .5	4 .9	2 .5	2 .0	2 .4	2 .0
	2018 . 1	2 .9	4 .3	5 .3	2 .6	1 .7	2 .2	1 .9
	2	2 .9	4 .3	5 .5	2 .3	1 .6	2 .1	1 .9
	3	2 .9	4 .2	4 .6	3 .0	1 .6	2 .2	2 .0
	4	2 .9	4 .3	6 .0	2 .6	1 .8	2 .1	2 .0
	5	2 .8	4 .1	5 .8	3 .3	△1 .8	1 .9	1 .7
	6	2 .8	4 .0	4 .9	3 .6	△1 .5	2 .2	1 .9
	7	2 .7	3 .9	5 .4	3 .3	△1 .7	2 .0	1 .8
	8	2 .8	3 .5	5 .0	3 .1	△1 .8	1 .9	1 .8
9	2 .7	3 .3	5 .5	3 .2	△1 .7	1 .9	1 .8	
10 P	2 .8	3 .4	4 .6	2 .9	△2 .0	1 .7	1 .6	

(注) 1 農協、信農連は農林中央金庫、信用金庫は信金中央金庫調べ、信用組合は全国信用組合中央協会、その他は日銀資料（ホームページ等）による。

2 都銀、地銀、第二地銀および信金には、オフショア勘定を含む。

3 農協には譲渡性貯金を含む（農協以外の金融機関は含まない）

4 ゆうちょ銀行の貯金残高は、月次数値の公表が行われなくなったため、掲載をとりやめた。

10. 金融機関別貸出金残高

(單位 億円、%)

		農協		信農連		都市銀行		地方銀行		第二地方銀行		信用金庫		信用組合	
残高	2015 . 3		209 ,971		52 ,083		1 ,829 ,432		1 ,783 ,053		470 ,511		658 ,016		100 ,052
	2016 . 3		206 ,362		51 ,472		1 ,853 ,179		1 ,846 ,204		487 ,054		673 ,202		102 ,887
	2017 . 3		203 ,821		52 ,646		1 ,846 ,555		1 ,918 ,890		502 ,652		691 ,675		106 ,382
	2017 . 10	*	204 ,104		54 ,335		1 ,798 ,892		1 ,947 ,571		506 ,569		697 ,827		108 ,158
	11		203 ,889		54 ,223		1 ,799 ,191		1 ,956 ,674		508 ,744		698 ,233		108 ,541
	12		203 ,296		54 ,963		1 ,815 ,829		1 ,975 ,481		515 ,375		707 ,074		109 ,653
	2018 . 1		203 ,076		55 ,011		1 ,809 ,748		1 ,972 ,144		512 ,719		702 ,375		109 ,234
	2		203 ,466		54 ,853		1 ,799 ,351		1 ,974 ,305		512 ,923		702 ,795		109 ,506
	3		204 ,568		55 ,875		1 ,816 ,884		1 ,996 ,811		519 ,071		709 ,635		110 ,695
	4		203 ,982		54 ,732		1 ,891 ,900		1 ,990 ,584		515 ,736		705 ,036		110 ,188
	5		204 ,892		54 ,973		1 ,879 ,574		2 ,009 ,800		499 ,782		703 ,691		110 ,384
	6		205 ,223		55 ,688		1 ,898 ,073		2 ,021 ,311		503 ,165		707 ,374		111 ,095
	7		205 ,714		55 ,874		1 ,890 ,096		2 ,027 ,515		503 ,133		706 ,946		111 ,222
	8	*	205 ,876		56 ,520		1 ,883 ,718	*	2 ,031 ,859		503 ,165		707 ,804		111 ,527
	9		205 ,990		57 ,106		1 ,908 ,465		2 ,043 ,686		508 ,342		714 ,564		112 ,719
	10	P	205 ,821		58 ,353		1 ,889 ,797		2 ,043 ,927		506 ,358		709 ,355		112 ,404
前年同月比増減率	2015 . 3		△1.7		△1.2		1.0		3.9		2.8		2.1		2.4
	2016 . 3		△1.7		△1.2		1.3		3.5		3.5		2.3		2.8
	2017 . 3		△1.2		2.3		△0.4		3.9		3.2		2.7		3.4
	2017 . 10	*	△0.2		5.6		△1.3		3.9		3.3		2.8		3.8
	11		△0.2		5.2		△1.8		3.9		3.4		2.6		3.8
	12		0.0		6.0		△1.3		3.8		3.3		2.6		4.0
	2018 . 1		0.0		5.5		△1.2		3.8		3.3		2.6		4.0
	2		0.2		5.1		△1.7		3.8		3.3		2.6		4.0
	3		0.4		6.1		△1.6		4.1		3.3		2.6		4.1
	4		0.3		5.7		3.7		3.9		3.3		2.2		4.0
	5		0.4		6.4		3.5		4.7		0.3		2.2		4.1
	6		0.4		7.7		4.5		5.0		0.3		2.4		4.4
	7		0.5		7.6		4.4		5.0		0.2		2.1		4.1
	8	*	0.6		7.2		4.5	*	5.1		0.1		2.1		4.1
	9		0.7		7.8		5.3		4.7		△0.2		1.7		4.0
	10	P	0.8		7.4		5.1		4.9		△0.0		1.7		3.9

(注) 1 表9 (注) に同じ。

2 貸出金には金融機関貸付金を含まない。また農協は共済貸付金・公庫貸付金を含まない。

3 ゆうちょ銀行の貸出金残高は、月次数値の公表が行われなくなったため、掲載をとりやめた。

ホームページ「東日本大震災アーカイブズ（現在進行形）」のお知らせ

農中総研では、全中・全漁連・全森連と連携し、東日本大震災からの復旧・復興に農林漁業協同組合（農協・漁協・森林組合）が各地域においてどのように取り組んでいるかの情報を、過去・現在・未来にわたって記録し集積し続けるために、ホームページ「農林漁業協同組合の復興への取組み記録～東日本大震災アーカイブズ（現在進行形）～」を2012年3月に開設しました。

東日本大震災は、過去の大災害と比べ、①東北から関東にかけて約600kmにおよぶ太平洋沿岸の各市町村が地震被害に加え大津波の来襲による壊滅的な被害を受けたこと、②さらに福島原発事故による原子力災害が原発近隣地区への深刻な影響をはじめ、広範囲に被害をもたらしていること、に際立った特徴があります。それゆえ、阪神・淡路大震災で復興に10年以上を費やしたことを鑑みても、さらにそれ以上の長期にわたる復興の取組みが必要になることが予想されます。

被災地ごとに被害の実態は異なり、それぞれの地域の実態に合わせた地域ごとの取組みがあります。また、福島原発事故による被害の複雑性は、復興の形態をより多様なものにしています。

こうした状況を踏まえ、本ホームページにおいて、地域ごとの復興への農林漁業協同組合の取組みと全国からの支援活動を記録し集積することにより、その記録を将来に残すと同時に、情報の共有化を図ることで、復興の取組みに少しでも貢献できれば幸いです。

（2018年12月20日現在、掲載情報タイトル4,272件）

The screenshot shows the homepage of the website. At the top, there is a header with the title '農林漁業協同組合の復興への取組み記録 東日本大震災アーカイブズ' and a search bar. Below the header is a navigation bar with tabs: 'HOME', '内容から探す', '都道府県から探す', '情報提供組織から探す', and '詳細検索'. The main content area features a large banner with the title '農林漁業協同組合の復興への取組み記録～東日本大震災アーカイブズ（現在進行形）～' and a description of the site's purpose. Below the banner are four main sections: '被災状況', '支援活動', '復旧・復興への取組み', and '原発関連'. At the bottom, there is a '更新情報' section with a list of updates and a 'お知らせ' section with a list of notices.

URL : <http://www.quake-coop-japan.org/>

本誌に対するご意見・ご感想をお寄せください。

送り先 〒151-0051 東京都渋谷区千駄ヶ谷5-27-11 農林中金総合研究所
FAX 03-3351-1159
Eメール norinkinyu@nochuri.co.jp

本誌に掲載の論文、資料、データ等の無断転載を禁止いたします。



農 林 金 融

THE NORIN KINYU
Monthly Review of Agriculture, Forestry and Fishery Finance

2019 年 1 月号第72巻第 1 号〈通巻875号〉1 月 1 日発行

編 集

株式会社 農林中金総合研究所／〒151-0051 東京都渋谷区千駄ヶ谷5-27-11 代表TEL 03-6362-7700

編集TEL 03-6362-7781 FAX 03-3351-1159

URL : <https://www.nochuri.co.jp/>

発 行

農林中央金庫／〒100-8420 東京都千代田区有楽町1-13-2

印刷所

永井印刷工業株式会社